

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の 認可申請についての審査結果

原規規発第 2102254 号
令和 3 年 2 月 25 日
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)は、三菱原子燃料株式会社(以下「申請者」という。)の設計及び工事の計画の認可申請書(令和 2 年 8 月 3 日付け三原燃第 20-0274 号をもって申請、令和 2 年 10 月 30 日付け三原燃第 20-0491 号、令和 3 年 1 月 8 日付け三原燃第 20-0605 号、令和 3 年 2 月 4 日付け三原燃第 20-0649 号及び令和 3 年 2 月 15 日付け三原燃第 20-0695 号をもって一部補正。以下「本申請」という。)が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する同法第 13 条第 1 項若しくは同法第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであるかどうか、同法第 16 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「加工施設の技術基準に関する規則」(令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「技術基準規則」という。)に適合するものであるかどうかについて審査した。

1. 法第 16 条の 2 第 1 項に基づく設計及び工事の計画の認可申請

1-1 本申請の概要

本申請は、法第 16 条第 1 項の変更の許可に基づいて、以下のとおり設計及び工事を行うものである。

- (1) 建物として、付属建物原料貯蔵所、付属建物第 1 廃棄物処理所、付属建物第 2 廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第 3 廃棄物倉庫及び付属建物第 1 廃棄物処理所前室の新設、改造等
- (2) 構築物として、付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)、付属施設防護フェンス及び付属設備水素供給設備障壁の新設
- (3) 設備・機器として、化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設に係る設備・機器の新設、改造、撤去等
- (4) 先行申請していた建物・構築物に係る一部の鉄扉の新設及び機能・性能の確認並びに先行申請していた設備・機器に係る一部の機能・性能等の確認
申請対象となる建物・構築物及び設備・機器は別添のとおり。

なお、申請者は、平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号をもって許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書(以下「加工事業変更許可申請書」とい

う。)に基づく既設を含む加工施設の変更に係る工事(以下「本件工事」という。)について、本件工事に係る建物・構築物及び設備・機器は多数あり、工事が長期にわたるものであることから、本件工事を段階的に進めるため、当該認可申請を分割して申請するとしている。

具体的には、第1次から第7次の計7回に分割して申請する予定としており、本申請は、第6次申請である。

分割申請の内容及び今後の申請予定は以下のとおり。

<p>(1)第1次申請(平成30年6月19日認可済)</p> <p>対象: 附属建物廃棄物管理棟を新設する。工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場の一部設備・機器等を撤去する。</p>
<p>(2)第2次申請(令和元年8月9日認可済)</p> <p>対象: 加工棟成型工場の耐震補強等、加工棟成型工場の成形施設、被覆施設及び核燃料物質の貯蔵施設に設置する一部設備・機器の耐震補強等を行う。</p>
<p>(3)第3次申請(平成31年4月11日認可済)</p> <p>対象: 工場棟転換工場の新規制基準対応工事に先立ち、不要となった一部設備・機器を撤去する。また、工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器の取り外し、一時保管等を行い、床面の掘削、土留め型枠設置工事を行う。</p>
<p>(4)第4次申請(令和2年3月27日認可済)</p> <p>対象: 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物容器管理棟、附属建物放射線管理棟前室及びそれらに設置する附属の設備・機器の耐震補強等を行う。工場棟転換工場及び放射線管理棟に設置する放射性廃棄物の廃棄施設の新設並びに附属建物廃水処理所及び附属建物廃水処理所に設置する設備・機器の撤去等を行う。</p>
<p>(5)第5次申請(令和2年8月5日認可済)</p> <p>対象: 附属建物発電機室とその建物内に設置する附属の設備・機器の新設、改造等を行う。工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物原料貯蔵所及び附属建物廃棄物管理棟に設置する一部設備・機器の新設、改造、撤去等を行う。</p>
<p>(6)第6次申請(令和2年8月3日申請 本申請)</p> <p>対象: 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、附属建物容器管理棟及び屋外に設置する設備・機器の新設、改造、撤去等を行う。附属建物原料貯蔵所、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3廃棄物倉庫及び附属建物第1廃棄物処理所前室とそれらの建物内に設置する設備・機器の新設、改造等を行う。付</p>

属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)、付属施設防護フェンス及び付属設備水素供給設備障壁を新設する。先行申請していた建物・構築物に係る一部の鉄扉の新設及び機能・性能の確認、先行申請していた設備・機器に係る一部の機能・性能等の確認を行う。

(7)第7次申請(令和3年2月22日申請)

対象： 付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫の耐震補強等並びに第2次から第7次申請の建物に設置する一部設備・機器の耐震補強等を行う。

1-2 本件工事の設計及び工事の計画の認可申請の審査について

規制庁は、本申請は加工事業変更許可申請書に基づき申請される設計及び工事の計画の認可申請の一部であることから、今後申請される認可申請の審査を含めて、以下を確認する。

- (1) 本申請及び今後申請される設計及び工事の計画について、加工事業変更許可申請書に対応した設計及び工事の計画として申請されるべき建物・構築物及び設備・機器が申請されることとなっていること及び認可申請のうち最後の申請に係る審査においては、加工事業変更許可申請書に基づく設計及び工事の計画として、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていること
- (2) 認可申請のうち最後の申請に係る設計及び工事の計画の認可申請の審査においては、加工施設全体が加工事業変更許可申請書に記載された設計方針に従ったものであり、技術基準規則に適合するものであることが適切に評価されていること
- (3) 先行申請され認可された設計及び工事の計画がある場合には、当該認可申請と設計上の不整合を生じていないこと

2. 法第16条の2第3項第1号(加工事業変更許可申請書)への適合性

規制庁は、加工事業変更許可申請書どおりであることに関して、次の事項を確認した。

- (1) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の仕様に関する事項は、加工事業変更許可申請書に記載された設備・機器等の種類、個数などの仕様と整合している。
- (2) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の設計方針は、加工事業変更許可申請書の基本的設計方針と整合している。
- (3) 申請書本文のうち、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、加工事業変更許可申請書(令和2年5月29日付け三原燃第20-0122号による届出を含む。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項と整合している。

(4) その他、設計方針として記載されていない火災防護計画等の運用に関する事項は、別途保安規定の変更認可等で確認する事項である。

なお、本申請の設計方針と加工事業変更許可申請書の基本的設計方針の間には一部記載内容に差があるが、これらについては、本申請における詳細設計の結果によるものであり、加工事業変更許可申請書の基本的設計方針に基づいていることを確認した。

以上のことから、規制庁は、本申請が法第16条の2第3項第1号の規定に適合しているものと認められる。

3. 法第16条の2第3項第2号(技術基準規則)への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性に関して、

- (1) 新たに設計及び工事の計画の認可対象となった建物・構築物及び設備・機器の関連する条文への適合性
- (2) 従前より設計及び工事の計画の認可の対象である建物・構築物及び設備・機器の規制要求内容の変更条文(既認可の規制要求から変更になった条文)への適合性
- (3) 従前より設計及び工事の計画の認可の対象である建物・構築物及び設備・機器であり、技術基準規則条文(既認可の規制要求内容から変更がない条文に限る。)への適合性を確認した内容に対して、本申請が与える影響の観点から確認した。

なお、以下の技術基準規則各条文への適合性を確認した事項には、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを明確にするため、「2. 法第16条の2第3項第1号(加工事業変更許可申請書)への適合性」で確認した審査結果についても、一部記載している。

3-1 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計について

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の技術基準規則各条文への適合性を以下のとおり確認した。申請された建物・構築物及び設備・機器と技術基準規則各条文への適合性を審査した事項を別添に示す。

3-1-1 技術基準規則第4条(核燃料物質の臨界防止)

技術基準規則第4条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中

性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。(第1項)

- b. 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。(第2項)
- などと規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、臨界を防止するための措置を講じている。

- (1) 本申請に係る付属建物原料貯蔵所及び付属建物シリンダ洗浄棟を含む本加工施設の建物には、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、建物内の設備・機器の核的に安全な配置を決定するため、7つの領域(工場棟領域、第2核燃料倉庫領域、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域及び加工棟領域)を定めている。(加工事業変更許可申請書)*

※ 括弧内は、加工事業変更許可申請書又は技術基準規則のうち、適合性を確認した事項を示す。以下同じ。

- (2) 臨界管理上の7つの領域は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、領域同士で相互干渉がないように、臨界隔離壁(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁は次回申請)により隔離する設計又は他の領域のユニットと必要離隔距離以上離れた配置とする設計としている。(加工事業変更許可申請書)
- (3) 核燃料物質を取り扱う設備・機器は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、基本的に形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について核的制限値を設け、それが困難な設備・機器は質量を管理する設計としている。また、最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、形状寸法又は質量のいずれかと減速度を組み合わせ管理する設計としている。(a)
- (4) 本申請に係る設備・機器のうち、新設、改造することに伴い新たに核的制限値を設定した設備・機器は、加工事業変更許可申請書において設定した核的制限値に基づく設計としている。(a)
- (5) 核燃料物質による臨界を防止するため、以下のとおり、核的制限値を維持するためのインターロックを設置する設計としている。(a)
- ① ロータリーキルンには、ロータリーキルンで生成する UO_2 粉末を取り扱う機器のうち形状寸法又は質量と減速度を組み合わせ核的制限値を設定して

いる機器において、減速度逸脱による臨界を防止するため、ロータリーキルン温度低インターロックを設置する設計としている。また、粉末再生設備研削屑乾燥機には、研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロックを設置する設計としている。

- ② 乾燥設備乾燥機には、スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱を防止するため、乾燥機ベルト駆動停止インターロック、乾燥機 ADU 厚み異常インターロック及び乾燥機運転制御機構を設置する設計としている。
 - ③ ウラン回収設備(第 1 系列)原料フードボックスには、ウラン質量の核的制限値を設定したバッチ処理を行う設備・機器の核的制限値(質量)逸脱を防止するため、原料フードボックス質量高インターロックを設置する設計としている。また、溶液系でバッチ処理を行う溶解槽には、溶解槽内で核的制限値(質量)の逸脱を防止するため、溶解槽比重高インターロックを設置する設計としている。さらに、粉末再生設備ペレット明替機には、ペレット挿入用ボートの二重装荷を防止するため、ペレット明替機1ポート制限インターロックを設置する設計としている。
- (6) 工場棟領域、第 2 核燃料倉庫領域及び加工棟領域内の複数ユニットについては、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、臨界計算コード(JACS コードシステム)による評価又はユニット相互間の表面間距離を設定し、単一ユニット間の中性子相互作用を考慮した複数ユニットの未臨界性を立体角法(TID-7016 Rev.1)により評価し、核的に安全な位置に固定する設計としている。(b)
- (7) 固定して設置することが困難な移動式の台車や電動リフトには、その周囲にスペーサーを取り付け、ウランを所定の容器に収納して移動する設計とし、床に固定した設備・機器又は他の移動式台車や電動リフトとのユニット相互間の距離を確保する設計とし、臨界計算コード(JACS コードシステム)により核的に安全であることを確認している。また、粉末貯蔵室(1) (2)、ペレット貯蔵室で使用する台車及び電動リフトは、密着を想定して臨界計算コードにより核的に安全であることを確認し、近接防止措置が不要となる設計としている。(b)

規制庁は、今回申請のあった建物内で核燃料物質を取り扱う設備・機器の臨界防止に関して、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、設備・機器の臨界安全評価を行う上での領域を定めていること、単一ユニットについては加工事業変更許可申請書に記載した核的制限値に基づき設計していること、複数ユニットについては加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき評価を行い、設備・機器を核的に安全な位置に固定する設計としていること、固定して設置することが困難な移動式台車等についてはスペーサーを取り付けること等により、ユニット相互間の距離を確保していることを確認できたことから、技術基準規則第4条の規定に適合していることを確認した。

3-1-2 技術基準規則第5条(安全機能を有する施設の地盤)

技術基準規則第5条においては、安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない、と規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、以下のとおり、安全機能を有する施設を支持することができる地盤に設置する設計としている。

(1) 付属建物原料貯蔵所、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第3廃棄物倉庫、付属施設独立遮蔽壁(1)、付属設備水素供給設備障壁及び付属施設防護フェンス(端部及びコーナ一部)の基礎は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、標準貫入試験の打撃回数(N値)が30以上となる砂礫層に達する杭(それぞれの建設場所の地表面からの深度6~9m付近)で支持する設計としている。

付属建物第1廃棄物処理所前室、付属施設独立遮蔽壁(2)~(4)、付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)の基礎は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、基礎梁下面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良し、支持性能が十分な支持地盤で直接支持する設計としている。

付属施設防護フェンス(端部及びコーナ一部以外)等の基礎は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、支持性能が十分な支持地盤で直接支持する設計としている。

(2) 本申請に係る設備・機器は、十分な支持性能を有する地盤で支持された建物・構築物又は屋外サポート基礎に設置する設計としている。

(3) 本申請に係る設備・機器のインターロック及び警報設備は、建物・構築物に設置するほか、十分な耐震強度を有する設備・機器に設置する設計としている。

規制庁は、申請のあった安全機能を有する施設の地盤に関して十分に支持することができる地盤に設置する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第5条の規定に適合していることを確認した。

3-1-3 技術基準規則第6条(地震による損傷の防止)

技術基準規則第6条においては、安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない(第1項)、などと規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、地震による損傷を防止する設計としている。

(1) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、加工事業変更許可申請書に記載したとおりの耐震重要度分類に分類されている。

(2) 本申請に係る建物・構築物について、静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数に耐震重要度分類毎の割り増し係数を乗じて算定し、常時作用している荷重に静的地震力を加えた荷重が作用した際に発生する各部の応力が、「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」及び「鋼構造設計規準」に定められた許容応力以下となる設計としている。また、保有水平耐力は、標準せん断力係数を 1.0 とし、耐震重要度分類毎の割り増し係数を乗じた静的地震力として建築基準法施行令第82条の3に定められた必要保有水平耐力を算定し、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上となる設計としている。さらに、構造的に独立した建物を接続する部分は、エキスパンションジョイントを設置し、建物の地震時変位量を考慮して地震時に生じる変位を吸収できる設計としている。

また、更なる安全裕度向上策として、耐震重要度分類第 1 類である付属建物 シリンダ洗浄棟は、耐震重要度分類 S クラスに属する施設に求められる割り増し係数(3.0)を乗じた静的地震力(0.6G)に対して、弾性設計としている。

(3) 本申請に係る設備・機器については、一次設計に係わる地震力として固有振動数が 20Hz 以上と評価された場合、剛構造として、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じ、20%増した地震力(第 1 類 0.36G、第 2 類 0.3G、第 3 類 0.24G)に対し、さらに余裕をみた地震力である建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)の「局部震度法による設備機器の設計用標準震度」に基づく地震力(第 1 類 1.0G、第 2 類 0.6G、第 3 類 0.4G)を設定した上で、常時作用している荷重と地震力により当該設備・機器に発生する応力が判定基準である材料の許容応力以下となる設計としている。

耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、二次設計で用いる地震力と常時作用している荷重により当該設備・機器に生じる応力が判定基準である材料の許容応力以下となる設計としているが、一次設計で使用する地震力が二次設計で使用する地震力を上回り、一次設計の判定基準である材料の許容応力以下となることを確認していることから、二次設計は一次設計の結果に包含されるとしている。

固有振動数が 20Hz 未満と評価された場合、柔構造として、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)の「局部震度法による設備機器の設計用標準震度」に基づく地震力(第1類 1.0G、第 2 類 0.6G、第 3 類 0.4G)を設定した上で、常時作用している荷重と地震力により当該設備・機器に発生する応力が判定基準である材料の許容応力以下となる設計としている。また、上位の分類に属する設備・機器が下位の分類に属する設備・機器の破損により波及的破損を生じないことを確認している。

設備・機器の耐震評価方法として、変形に伴うモーメントが支配的な設備・機器は、応力評価式又は使用実績のある 3 次元構造解析コードを使用し、部材及びボルトに発生する応力が許容応力以下となることを評価する方針としている。また、スクラバ等については、剛性の変化が模擬でき使用実績のある 3 次元有限要素法解析コードを使用し、部材及びボルトに発生する応力が許容応力以下となることを評価する方針としている。さらに、剛体として評価できる設備・機器は、応力評価式によりボルトに発生する応力が許容応力以下となることを評価する方針としている。

また、更なる安全裕度向上策として、耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、耐震重要度分類 S クラスに求められる程度の地震力(1.0G)に対して、弾性設計としている。

- (4) 設備・機器に付属する配管のうち、耐震重要度分類第 1 類及び第 2 類の配管は、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)の「局部震度法による設備機器の設計用標準震度」に基づく地震力(第 1 類 1.0G、第 2 類 0.6G)により発生する応力が許容応力以下となる最大支持間隔を定め、この支持間隔(標準支持間隔)以下とする設計としている。また、耐震重要度分類第 3 類の配管は、配管の支持間隔を建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)に基づく標準支持間隔以下とする設計としている。
- (5) 気体廃棄設備のダクト・ダンパのうち、耐震重要度分類第 1 類及び第 2 類のダクト・ダンパは、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)の「局部震度法による設備機器の設計用標準震度」に基づく地震力(第 1 類 1.0G、第 2 類 0.6G)によるダクト(ダンパは、質量として付加)の曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下及びダクトに発生する応力が許容応力以下となる最大支持間隔を定め、この支持間隔(標準支持間隔)以下とする設計としている。また、耐震重要度分類第 3 類のダクト・ダンパは、ダクトの支持間隔を建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(日本建築センター)に基づく標準支持間隔以下とする設計としている。

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の地震による損傷の防止に関して、加工事業変更許可申請書に記載した耐震重要度分類に応じた地震力に対して、建物・構築物及び設備・機器に発生する応力が判定基準である材料の許容応力以下であること、また、更なる安全裕度向上策として耐震重要度分類 S クラスに属する施設に求められる程度の地震力に対して、弾性設計とするなど、地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないことを確認できたことから、技術基準規則第 6 条の規定に適合していることを確認した。

3-1-4 技術基準規則第8条(外部からの衝撃による損傷の防止)

技術基準規則第8条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。(第1項)
- b. 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。(第2項)などと規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、自然現象(竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響及び生物学的事象)及び人為事象(敷地内の屋外危険物貯蔵施設等の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、電磁的障害及び航空機落下に伴う火災)に対して、以下のとおり、損傷を防止するための措置を講じている。

(1) 竜巻(a)

- ① 本申請に係る建物・構築物については、設計基準において想定する藤田スケール F1 の竜巻(最大風速 49m/s)による風圧力及び気圧差による荷重に対する評価を原子力発電所の竜巻影響評価ガイドに基づき行い、建物の保有水平耐力が F1 竜巻荷重を上回る設計としている。また、建物・構築物の屋根、壁及び鉄扉等の局部評価を行い、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回る設計としている。
- ② 本申請に係る建物・構築物については、更なる安全裕度向上策として、藤田スケール F3 の竜巻(最大風速 92m/s)を想定し、同竜巻による風圧力及び気圧差による荷重に対して、建物の保有水平耐力が F3 竜巻荷重を上回る設計としている。また、建物・構築物の屋根、壁及び鉄扉等の終局耐力が F3 竜巻荷重を上回る設計としている。さらに、設計飛来物(軽トラック及びプレハブ物置(大))に対して、建物・構築物の壁及び屋根で防護できる設計としている。

なお、付属建物第 1 廃棄物処理所及び付属建物第 2 廃棄物処理所の屋根は、F3 竜巻荷重に対して、損傷するおそれがあるため、屋根の下に緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットを設置する設計としている。また、更なる安全裕度向上策として、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に付属施設防護フェンスを設置する設計としている。
- ③ 屋外に設置する設備・機器は、設計基準において想定する F1 竜巻荷重に対する評価を原子力発電所の竜巻影響評価ガイドに基づき行い、竜巻荷重に

より据付ボルトに発生する応力が、判定基準である材料の許容応力以下となる設計としている。また、屋外に設置する配管及びダクトは、地震に対する設計に包含され、配管を損傷しない支持間隔で保持する設計としている。

- ④ 更なる安全裕度向上策として、F3 竜巻により建物の屋根が損傷することを考慮し、本申請に係る設備・機器のうち、工場棟転換工場、工場棟組立工場、附属建物除染室・分析室に設置する設備・機器は、竜巻荷重に対する評価を行い、竜巻荷重によりアンカーボルトに発生する応力が、判定基準である材料の許容応力以下となる設計としている。また、天井走行クレーンは、支持部が竜巻荷重に耐える設計としている。さらに、核燃料物質の貯蔵棚は、落下防止バー又はストッパー等を設置し、収納する容器の散逸を防止する設計としている。加えて、ダクト・ダンパ(飛散防止用防護ネットを設置する室に限る。)は、落下防止のため支持構造物に固縛すること、固体廃棄物を収納する容器(ドラム缶、角形容器)は、固縛治具で固縛することにより、飛散を防止している。

(2) 火山の影響(a)

火山による降下火砕物の影響については、加工事業変更許可申請書において、敷地及びその周辺における降下火砕物の層厚は極微量であり、茨城県及び東海村において火山に対する災害対策計画が策定されていないことから、施設的设计としては考慮しない。

(3) その他自然現象(a)

屋外に設置する建物・構築物及び設備・機器については、加工事業変更許可申請書において想定した、凍結、降水、積雪、落雷及び生物学的事象に対して、本申請に係る加工施設の立地場所及び過去の観測記録等を踏まえ、以下のとおり、安全機能を損なわないことを確認している。

- ① 凍結については、設備・機器が気温 -12.7°C において作動に影響はなく、埋設配管は -12.7°C で凍結しないよう深さ 300mm 以上となるよう埋設する、又は凍結しない液体のみを取り扱う設計としている。
- ② 降水については、建物・構築物は降水量 150mm/時を条件として、屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止する設計とし、また、設備・機器は金属製等であり影響を受けない設計としている。
- ③ 積雪については、建築基準法等に基づき、建物・構築物が 30cm の積雪に耐える設計としている。
- ④ 落雷については、建物・構築物が建築基準法で避雷設備の設置基準である高さ 20m 未満であり設置する必要がない。
- ⑤ 生物学的事象については、外部から工業用水を供給する配管にはストレーナを設置し、外気取入口(外気取入用ファンの前又は後)にはフィルタを設置する設計としている。

(4) 敷地内の屋外危険物貯蔵施設等の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発(b)

本申請に係る建物・構築物については、原子力発電所の外部火災影響評価

ガイドを参考に、加工事業変更許可申請書で想定した火災・爆発源と建物・構築物との間に輻射熱や爆風の影響を遮る障壁がない敷地内外の火災・爆発源による影響評価を建物・構築物ごとに行い、敷地内外の火災・爆発源と各建物・構築物までの離隔距離が危険距離又は危険限界距離を上回り、各建物・構築物の壁の評価温度が許容温度以下となることから、各建物・構築物の壁が損傷しないとしている。また、屋外に設置する設備・機器についても、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドを参考に、敷地内外の火災・爆発源による影響評価を火災・爆発源から最も近い屋外に設置する設備・機器に対して行い、離隔距離が危険距離又は危険限界距離を上回り、設備・機器の評価温度が許容温度以下となることから、屋外に設置する設備・機器が損傷しないとしている。

廃棄物を取り扱う建物及び設備・機器は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、危険限界距離に代わり液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく保安距離又は一般高圧ガス保安規則に基づく第一種設備距離を適用している。

水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、周囲を障壁（鉄筋コンクリート製）で囲み、爆風圧を加工施設に影響を及ぼさない方向に開放する設計としている。

(5) 電磁的障害(b)

各設備・機器のインターロックは、インターロック機構の回路に機械的に開閉する接点を有するメカニカルリレーを使用している。また、アナログ信号ケーブルにはシールド付きケーブルを使用している。さらに、警報設定器の電源には避雷器を設置することにより、外部からの電磁的障害を受けない設計としている。

(6) 航空機落下に伴う火災(b)

先行申請していた建物・構築物（工場棟転換工場、工場棟組立工場、付属建物除染室・分析室）に設置する鉄扉は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、航空機落下に伴う火災について、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドを参考に火災影響評価を行い、建物・構築物の内部の設備・機器に影響しないよう、鉄扉の温度が材料の許容温度以下となる設計としている。

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の外部からの衝撃による損傷の防止に関して、想定される自然現象及び人為事象に対し、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の安全機能が損なわれない設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第8条の規定に適合していることを確認した。

3-1-5 技術基準規則第9条(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

技術基準規則第9条においては、加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセ

ス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない、と規定されている。

本申請に係る加工施設については、以下のとおり、当該施設への人の不法な侵入等を防止するための措置を講じている。

- (1) 事業所には、立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、本申請に係る建物・構築物は、鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を設置する設計としている。
- (2) 管理区域の出入口には、出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。
- (3) 加工施設に設置する業務系の情報システムは、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する設計としている。

規制庁は、申請のあった加工施設への人の不法な侵入等の防止に関して適切な防護措置を講じる設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第9条の規定に適合していることを確認した。

3-1-6 技術基準規則第10条(閉じ込めの機能)

技術基準規則第10条においては、安全機能を有する施設は、次に掲げるところなどにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない、と規定されている。

- a. 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。(第一号)
- b. 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。(第二号)
- c. 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。(第五号)
- d. プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。(第六号)
- e. 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。(第七号)
 - e-1. 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面

が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。(第七号ロ)

- e-2. 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。(第七号ハ)

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持する設計としている。

(1) 気体状のウラン(以下「UF₆ガス」という。)を取り扱う設備・機器及び同設備・機器を設置する建物・構築物

(1)-1 通常時の閉じ込め機能(発生防止)

- ① UF₆を加熱する設備・機器(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小))には、過加熱又は過加熱による圧力上昇により、蒸発器に内蔵するUF₆シリンダ又は設備・機器本体が損傷し、閉じ込める機能を喪失することを防止するために、運転温度又は運転圧力が設定値を超えた場合に、加熱を停止する温度高インターロック及び圧力高インターロックを設置し、多様性を確保する設計としている。(b)
- ② 蒸発器には、UF₆シリンダからのUF₆ガスの供給中に、誤操作により、UF₆ガスを供給していないもう一方の系統に漏えいすることを防止するために、UF₆ガスの供給弁が両系統で同時開とならないシリンダ取外しインターロックを設置する設計としている。(b)
- ③ UF₆ガスを吸引・冷却して捕集するコールドトラップ及びコールドトラップ(小)には、真空引きする際、コールドトラップ及びコールドトラップ(小)の冷却不足により、真空配管系統へUF₆ガスが漏えいすることを防止するために、コールドトラップ及びコールドトラップ(小)の運転温度が、真空引き時の上限値以下とならない場合に、真空弁を閉止するコールドトラップ(小)捕集中の温度高インターロックを設置する設計としている。(b)
- ④ UF₆ガスを加水分解する循環貯槽には、反応に必要な水の不足により、未反応のUF₆ガスが発生し、拡散することを防止するため、循環ポンプが停止した場合又は循環貯槽の液位が低下した場合に、UF₆ガスの供給を停止する液貯槽ポンプ停止インターロック、循環貯槽液位低インターロックを設置する設計としている。(b)
- ⑤ 蒸発器には、地震の発生により、UF₆を加熱する設備・機器(蒸発器、コールド

ドトラップ、コールドトラップ(小))が損傷し、内包する UF₆ ガスが漏えいすることを防止するために、大きな地震力が作用する前に、UF₆ ガスを遮断し、加熱を停止し、地震連動閉止ダンパを閉止し、UF₆ 防護カバーの給気口及び UF₆ フードボックスの排気口を閉止する地震インターロックを独立 2 系統設置する設計としている。(b)

(1) - 2 異常時の閉じ込め機能(拡大防止・影響緩和)

- ① 蒸発器には、内蔵する UF₆ シリンダから蒸発器内に漏えいした UF₆ ガスがドレン水とともに廃液処理設備に拡大することを防止するために、漏えいした UF₆ ガスがドレン水に溶解し、ドレン水の電導度が設定値を超えた場合に、加熱を停止し、ドレン水の排出を停止する UF₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロックを設置する設計としている。(b)
- ② UF₆ フードボックスは、同設備・機器内に設置する UF₆ ガスを取り扱う設備・機器(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)、循環貯槽)から UF₆ ガスが漏えいした際に、漏えいの拡大を防止するために、以下のとおり設計している。(b)
 - i. UF₆ フードボックスは、局所排気系統に接続し、開口部の風速を 0.5 m/s 以上に維持することにより、UF₆ ガスの空気中への飛散を防止する設計としている。
 - ii. UF₆ フードボックスに接続する局所排気系統は、UF₆ フードボックス内に漏えいした UF₆ ガスを処理するために、スクラバ及び高性能エアフィルタ 2 段(2 段目は耐 HF 性)を設置し、漏えいした排気中の UF₆ ガスをスクラバで 99%以上、さらに、高性能エアフィルタ 2 段で 99.997%以上捕集する設計としている。
 - iii. UF₆ フードボックスには、UF₆ フードボックス内において、漏えいした UF₆ ガスと空気中の水分との反応で生成される HF を検知した場合に、UF₆ ガスを遮断し、加熱を停止し、UF₆ ガスを処理するスクラバを起動し、切替ダンパにより UF₆ ガスを処理する系統に排気経路を切り替える UF₆ 漏えい拡大防止(HF 検知)インターロックを独立 2 系統設置する設計としている。
 - iv. UF₆ フードボックスには、UF₆ ガスが漏えいした場合に、漏えいを検知してから UF₆ 漏えい拡大防止(HF 検知)インターロックが作動するまでの間、漏えいした UF₆ ガスを UF₆ フードボックス内に貯留できるよう、漏えい拡大遅延用のガス溜めバッファを設置する設計としている。
- ③ その他、UF₆ フードボックス及び UF₆ 防護カバーは、UF₆ ガスが著しく漏えいするおそれが生じた場合に、これらを確実に検知し、速やかに警報するため、バッテリー付の UF₆ 漏えい警報設備を設置する設計としている。(b)
- ④ 第 1 種管理区域は、無窓構造とし、気体廃棄設備により外気に対して室内を負圧に維持する設計としている。(d)

(2) 液体状のウラン又は放射性液体廃棄物(以下「液体状のウラン等」という。)
を取り扱う設備・機器及び同設備・機器を設置する建物・構築物

(2)－1 通常時の閉じ込め機能(発生防止)

- ① 液体状のウラン等を取り扱う設備・機器は、内包する部位において漏えいがなく、耐腐食性材料を使用する設計としている。(加工事業変更許可申請書)
- ② 液体状のウラン等を取り扱う設備・機器のうち、非放射性流体を供給する設備・機器は、液体状のウラン等の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口が液体状のウラン等の液面に接触しない設計又は逆止弁を設置する設計としている。(a)
- ③ UO_2F_2 溶液を取り扱う設備・機器は、飛散防止カバー等を設置し、 UO_2F_2 溶液の飛散を防止する設計としている。(加工事業変更許可申請書)
- ④ 各種ろ過器、イオン交換装置(吸着塔)は、ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ、ろ紙)、イオン交換樹脂により、施設外にウランが流出することを防止する設計としている。(加工事業変更許可申請書)
- ⑤ 放射性液体廃棄物を取り扱いオーバーフローするおそれがあり運転員による送液停止時間が十分確保できる設備・機器には、運転員が未然に処置することでオーバーフローを防止するために、液位高警報設備を設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)

また、液体状のウランを取り扱いオーバーフローするおそれがある設備・機器及び放射性液体廃棄物を取り扱い運転員による送液停止時間が十分確保できない設備・機器には、オーバーフローを防止するために、上流側のポンプを停止又は遮断弁等を閉止する液位高インターロックを設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)

- ⑥ 液体状のウランをアンモニアとの反応により沈殿させる設備・機器には、アンモニア水の供給が不足した場合に、未反応のウランが廃液処理設備に流出することを防止するため、液体状のウランの供給を停止又は廃液処理設備側への排出を停止する流量比インターロック又は pH 異常インターロックを設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)

(2)－2 異常時の閉じ込め機能(拡大防止・影響緩和)

- ① 液体状のウラン等を取り扱う設備・機器には、当該設備・機器の閉じ込め機能が喪失した場合に、漏えいの拡大を防止するために、堰漏水検知警報設備付きの堰を設置する設計としている。(e－1)
- ② 本申請に係る建物・構築物のうち付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所は、液体状の核燃料物質を取り扱う設備を含む溢水防護区画を設定し、第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域との出入口の扉等に想定される最大の溢水高さより高い堰を設け、液体状の核燃料物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。また、これらの第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理され

ない排水を排出する排水路はない設計としている。(e-1、e-2)

(3) 固体状のウランを取り扱う設備・機器

(3)-1 通常時の閉じ込め機能(発生防止)

- ① 粉末状のウランを取り扱う設備・機器(容器を含む。)は、設備・機器本体部(フードボックスを除く。)に開口部のない構造又はパッキンを介した密着構造によりウランが飛散しない設計としている。また、粉末状のウランを取り扱う設備・機器のうち、非放射性流体を内包する配管を接続する設備・機器には、粉末状のウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する設計としている。(a)
- ② ペレット、燃料棒又は核燃料物質を内包する容器を取扱い若しくは貯蔵する設備・機器は、落下防止バー、ストッパー、チェーン固縛、ラッチロック式フック等により核燃料物質の転倒又は落下を防止する設計としている。(加工事業変更許可申請書)
- ③ 粉末状のウランを取り扱う設備・機器からの排気により、他の設備・機器にウランが流入するおそれがある設備・機器には、排気中に含まれるウランを除去するために、ウラン捕集用フィルタ(バグフィルタ、焼結金属フィルタ)を設置し、さらに、必要に応じて、バックアップフィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)
- ④ 固体状のウラン(粉末状のウラン、ペレット等)を高温で加熱する設備・機器には、過加熱により設備・機器本体が損傷し、閉じ込める機能を喪失することを防止するために、運転温度が設定温度を超えた場合に加熱を停止する温度高インターロックを設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)
- ⑤ 固体状のウランを含む溶液から固体状のウランを取り除く遠心分離機には、当該設備・機器の回転数の不足により下流側の廃液処理設備へのウランの漏えいを防止するために、上流側のポンプを停止する遠心分離機異常インターロック(回転数異常)を設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)

(3)-2 異常時の閉じ込め機能(拡大防止・影響緩和)

- ① 粉末状のウランを非密封で取り扱う設備・機器は、必要に応じて、フードボックスを設置する設計としている。設備・機器本体又はフードボックスは局所排気系統に接続し、開口部の風速を 0.5 m/s 以上に維持する、又は内部を設置雰囲気に対して 9.8Pa 以上の負圧に維持することにより、粉末状のウランの空気中への飛散を防止する設計としている。また、粉末状のウランを加圧輸送する設備・機器は、局所排気系統に接続したフードボックス及び配管カバー内に設置する設計としている。(c)
- ② ADU ケーキの乾燥に伴う乾燥排気に含まれるウランを除去するADUスクラバには、スクラバ内の水を循環させるポンプが停止した場合に、運転員が乾燥設備乾燥機を停止するために、ADUスクラバポンプ停止警報設備を設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の閉じ込めの機能に関して、核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込める設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第10条の規定に適合していることを確認した。

3-1-7 技術基準規則第11条(火災等による損傷の防止)

技術基準規則第11条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。(第1項)
 - b. 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。(第3項)
 - c. 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。(第4項)
 - d. 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏れ出した場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。(第5項)
 - e. 焼結設備その他の加熱を行う設備(次項において「焼結設備等」という。)は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。(第6項)
 - f. 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等(爆発の危険性がないものを除く。)は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。(第7項)
 - f-1. 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。(第7項第一号)
 - f-2. 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。(第7項第二号)
 - f-3. 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。(第7項第三号)
- などと規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、火災等による損傷を防止する措置を講じている。

(1) 火災区域の設定

- ① 本申請に係る建物・構築物には、火災区域を設定し、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド等を参考に、火災区域毎に存在する可燃性物質質量及び難燃性物質質量に対する火災影響評価を行い、等価時間に対して火災区域境界の壁、屋根、天井、床、鉄扉等の耐火時間が上回る設計としている。(b)
- ② 先行申請していた建物について本申請で工事を行う工場棟転換工場の鉄扉(SD-2)は、既認可の火災区域(G、G3)の等価時間に対して、火災区域境界となる鉄扉の耐火時間が上回る設計としている。(b)
- ③ 電力用、計測用及び制御用ケーブル等が貫通する壁には、火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令に基づき、耐火シールを施工する設計としている。(b)
- ④ 気体廃棄設備には、建物内部と屋外との境界を構成する給気ダクト及び排気ダクトのそれぞれに耐火性能を有する逆流防止ダンパ又は防火ガラリを設置し、火災区域における等価時間を耐火時間が上回る設計としている。(b)

(2) 火災の発生防止

- ① 本申請に係る建物・構築物は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根)等に不燃性材料(コンクリート、鋼材等)を使用した設計としている。また、付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)、付属設備水素供給設備障壁及び付属施設防護フェンスは、不燃性材料(コンクリート、鋼材等)を使用した設計としている。(b)
- ② 本申請に係る設備・機器は、主要な構造材等に不燃性材料(鋼材)を使用し、ロータリーキルン、粉末回収ボックス及びその他の設備・機器のフードボックスのパネル並びにダクト・ダンパ及びスクラバには不燃性材料(鋼材)又は難燃性材料を使用する設計としている。また、高性能エアフィルタの木枠等の可燃性材料は、金属製カバーで覆う設計としている。(b)

(3) 火災の感知及び消火

本申請に係る建物・構築物には、消防法に基づき、以下を設置する設計としている。(a)

- i. 自動火災報知設備(火災感知設備(煙、熱、空気管式)及びそれに連動する警報設備(ベル)等)を設置する設計としている。
- ii. 消火設備(消火器)は、床面積から必要となる本数以上で消火設備(消火器)までの歩行距離が20m以下となる位置に設置する設計としている。
- iii. 消火設備(屋外消火栓)は、建物各部からの水平距離が40m以下または20mホースを3本設置することにより60m以下となる位置に設置する設計としている。

(4) 火災の影響軽減

- ① 使用電圧が高く大きな電流を扱う連続焼結炉等の盤までのケーブルは、JIS C 3005 に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する設計としている。また、火災による影響から防護するため、水素を取り扱うロータリーキルン、連続焼結炉等の設備・機器の地震インターロックに係るケーブルは、鋼製の管に収納する設計としている。(※UF。蒸発・加水分解設備の地震インターロックに係るケーブルについては、第 5 次申請において認可済み。)(b)
- ② 分電盤には、電気火災の発生を防止するため、電気設備技術基準に基づき、配線用遮断器を設置する設計としている。(b)
- ③ 潤滑油又は作動油を内包する設備・機器には、潤滑油又は作動油が漏えいした際の火災範囲を限定するために、内包する潤滑油又は作動油を全量溜めることができるオイルパンを当該設備・機器の下部に設置する設計とし、また、火災による影響を軽減するため不燃性の遮熱板(鋼製)を設置することにより、油火災に対して閉じ込め機能を維持する設計としている。(b)
- ④ 火災発生時の温度上昇により臨界防止及び閉じ込め機能への影響が考えられるロータリーキルン、連続焼結炉等の設備・機器の電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルは、火災により損傷し、その機能が喪失した場合に対象設備が安全側に動作(運転停止)する設計としている。(b)

(5) 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備・機器

- ① 水素を取り扱うロータリーキルン、連続焼結炉等の設備・機器は、以下のとおり、火災等による損傷を防止する設計としている。
 - i. 静電気が滞留しないよう、電気設備技術基準に基づき接地する設計としている。また、水素の漏えいを検知した場合に水素供給を遮断する水素漏えい検知インターロックを設置するとともに、水素が室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により排気する設計としている。(c、d)
 - ii. 過加熱による炉体損傷を防止するため、ロータリーキルン等には、内部の温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断する過加熱防止インターロックを設置する設計とし、連続焼結炉等には冷却水の圧力が低下した場合に、ヒーター用電源を遮断する冷却水圧力低下インターロックを設置する設計としている。(e)
 - iii. 水素による爆発を防止するために、余剰水素ガスを安全に排出する余剰水素ガス燃焼装置を設置するとともに、余剰水素ガス着火源が喪失した場合に水素ガス供給を停止する失火インターロック又は着火源喪失インターロックを設置する設計としている。また、炉内へ空気の混入を防止するよう、水素ガスを常時供給し系内を正圧にするとともに、水素ガス圧低下時は窒素ガス供給に切り替える圧力低インターロックを設置する設計としている。(f-1、f-2、f-3)
 - iv. 大きな地震力が作用する前に、窒素ガスを供給して水素爆発を防止する

地震インターロックを設置する設計としている。(f-1)

v. 水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために、爆発圧力逃がし機構(破裂板等)を設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)

② 水素を取り扱うロータリーキルン、連続焼結炉等の設備・機器及びこれらを設置する室に接続する排気系統には、水素爆発によるダクト内の圧力増加に耐える高性能エアフィルタを設置する設計としている。(加工事業変更許可申請書)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の火災等による損傷の防止に関して、消防法に従って建物・構築物に消火設備及び警報設備を設置していること、建物・構築物及び設備・機器の主要な構造材等に不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計としていること、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド等を参考に火災影響評価を行い、等価時間に対し十分な耐火性能を有する火災区域を設定していること、潤滑油等を内包する構成機器については、オイルパン等を設置することにより影響を軽減する設計としていること、水素を取り扱う設備・機器については、接地、滞留防止、過加熱防止等の措置を講じる設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第11条の規定に適合していることを確認した。

3-1-8 技術基準規則第12条(加工施設内における溢水による損傷の防止)

技術基準規則第12条においては、安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない、と規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、溢水による損傷を防止する措置を講じている。

(1) 防護対象施設の選定

防護対象施設として、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、臨界防止の観点からウランを内包する設備・機器、閉じ込めの観点から気体廃棄設備及び火災の発生防止の観点から制御盤等の電気設備を選定している。

(2) 溢水量及び溢水防護区画の設定

① 溢水量については、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器(ウラン廃液等を内包する設備・機器及び水配管等のユーティリティ配管)の破損等により生じる溢水を想定し、隔離により漏えいが停止するまでに配管の破損箇所から流出する漏水量と隔離範囲内の系統保有水量を合算して保守的に設定している。また、火災時の消火のための放水による溢水については、加工事業変更許可

申請書に記載したとおり、本申請に係る建物・構築物内部にスプリンクラーの設置はなく、消火に必要な水量を溢水量として設定している。

- ② 本申請に係る建物・構築物には、溢水防護区画を設定し、第 1 種管理区域と第 2 種管理区域又は非管理区域との扉等に想定される最大の溢水高さより高い堰を設け、溢水の拡大を防止する設計としている。

なお、堰内に設置する漏水検知警報設備は、次回申請する予定としている。

(3) 防護対象施設に関する溢水評価及び防護設計

- ① 形状寸法で臨界管理する設備・機器、燃料棒、燃料集合体の積載数を制限する設備・機器及びウラン質量を管理する設備・機器は、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、水の浸入を想定した核的制限値を設定し、被水、没水による臨界を防止する設計としている。
- ② 核的制限値を設定する設備・機器は、ウランが存在する部位を溢水防護区画において想定される最大の溢水高さ(溢水高さについては、第 2 次申請又は第 4 次申請において認可済み。)より高い位置で取り扱うか、容器やケーシング等で覆い、ウランが存在する部位へ水の浸入がない設計としている。
- ③ 臨界管理にウランの減速度を適用する設備・機器は、ウランが被水しないよう、フードボックス内で取扱い、フードボックスの空気取り入れ口には被水防護カバーを設置することで、被水による臨界を防止する設計としている。また、UF₆ シリンダ、大型粉末容器、SUS 容器及び金属容器(粉末)については、容器蓋のパッキン等により被水による容器内への水の浸入を防止する設計としている。
- ④ 粉末充填ボックスには、火災消火時の消火水の浸入防止対策として粉末投入口に弁を設置し、投入作業時にフットボタンを踏むことにより弁が開く消火水浸入防止機構を設置する設計としている。
- ⑤ 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の制御盤には、配線用遮断器を設置し、溢水による電気火災を防止する設計としている。
- ⑥ 使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤(連続焼結炉等)は、防護区画内で想定される溢水水位より高くする設計としている。
- ⑦ 気体廃棄設備を構成する排気設備(排気ファン及びその制御盤並びに高性能エアフィルタ)は、防護区画内で想定される溢水水位より高い位置に設置するとともに、排気ファン及びその制御盤が被水しないよう、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤の配線による開口部にはシール処置を行う設計としている。

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器の溢水による損傷の防止に関して、内部溢水の規模等をもとにし、ウランによる臨界を防止し、電気火災の発生を防止する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第 12 条の規定に適合していることを確認した。

3-1-9 技術基準規則第13条(安全避難通路等)

技術基準規則第13条においては、加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない、と規定されている。

- a. その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路(第一号)
- b. 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明(第二号)
- c. 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源(第三号)

本申請に係る建物・構築物については、以下のとおり、安全避難通路等を設置する設計としている。

- (1) 本申請に係る建物・構築物には、単純、明確かつ容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路)及び避難口を設置する設計としている。(a)
- (2) 本申請に係る建物・構築物には、外部電源系統が喪失した場合に、非常用ディーゼル発電機に接続した緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)を設置する設計としている。(b)
- (3) 緊急対策設備(1)(誘導灯)は、消防法施行規則に基づき、誘導灯までの歩行距離が同規則に定められた距離以下となるように設置する設計としている。(b)
- (4) 設計基準事故が発生した場合に用いる懐中電灯及びポータブル発電機を含む投光器は、防災資機材保管場所及び予備防災資機材保管場所に設置する設計としている。(c)

規制庁は、申請のあった安全避難通路等に関して、安全避難通路が容易に識別でき、非常用電源に接続した照明装置を設置する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第13条の規定に適合していることを確認した。

3-1-10 技術基準規則第14条(安全機能を有する施設)

技術基準規則第14条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。(第1項)
- b. 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。(第2項)
- c. 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければな

らない。(第3項)

- d. 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。(第4項)と規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、その安全機能を発揮することができる設計としている。

- (1) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器は、通常時の温度、湿度、圧力及び放射線環境下において、臨界防止、閉じ込め、遮蔽等の必要な安全機能を発揮することができる設計としている。(a)
- (2) 工場棟転換工場、工場棟成型工場及び加工棟成型工場並びにこれらの建物に設置する設備・機器は、加工事業変更許可申請書で発生を想定した設計基準事故の発生時に想定される温度、湿度、圧力及び放射線環境下において、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、臨界防止、閉じ込め、遮蔽等の必要な安全機能を発揮することができる設計としている。(a)
- (3) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器は、安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう、作業者の立入が容易な場所に設置する設計としている。(b)
- (4) 本申請に係る設備・機器のうち各種クレーンは、落下防止のためクレーン本体で走行レールを挟み込むとともに、レールにストッパーを設ける設計とし、また電力の供給が停止した場合に、核燃料物質等を安全に保持できる設計としている。(c)
- (5) 原子炉等規制法第52条の規定に基づく核燃料物質の使用施設と共用する設備・機器のうち、固体廃棄物の廃棄施設は、使用施設の廃棄物の仕様、廃棄方法が加工施設と同様であること、また、気体廃棄設備(1)、(5)、(6)は、使用施設との共用に十分な排気能力を有することから、共用により加工施設の安全性を損なわない設計としている。(d)

規制庁は、申請のあった安全機能を有する施設が通常時及び設計基準事故時に想定される環境条件において、その安全機能を発揮できる設計であることなどを確認できたことから、技術基準規則第14条の規定に適合していることを確認した。

3-1-11 技術基準規則第16条(搬送設備)

技術基準規則第16条においては、核燃料物質を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない、と規定されている。

- a. 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。

(第一号)

- b. 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。(第二号)

本申請に係る核燃料物質等を搬送する設備・機器のうち、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがある設備・機器(クレーン等)は、必要な量の核燃料物質等を搬送する能力を有し、動力の供給が停止した場合には核燃料物質等を安全に保持する機能を有する設計としている。(a、b)

規制庁は、申請のあった搬送設備に関して、必要な搬送能力を有し、動力の供給が停止した場合には保持機能を有する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第16条の規定に適合していることを確認した。

3-1-12 技術基準規則第18条(警報設備等)

技術基準規則第18条においては、

- a. 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。(第1項)
- b. 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。(第2項)

と規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、以下のとおり、警報設備等を設置する設計としている。

- (1) 建物には、火災の発生を早期に感知し、警報するために、消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する設計としている。(a)
- (2) 設備・機器には、核燃料物質による臨界を防止するため、「3-1-1 技術基準規則第4条(核燃料物質の臨界防止)」に記載したとおり、核的制限値を維持するためのインターロック(質量制限及び減速度制限の逸脱を防止するためのインターロック等)を設置する設計としている。(b)
- (3) 設備・機器には、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込めるため、「3-1-6 技術基準規則第10条(閉じ込めの機能)」に記載したとおり、閉じ込め機能

が維持できない場合に速やかに対処するための警報設備(UF₆漏えい警報設備、堰の漏水警報設備及び負圧警報装置等)又はインターロック(地震時にUF₆供給を停止するためのインターロック、過加熱及び液体状のウランのオーバーフローを防止するためのインターロック等)を設置する設計としている。(a、b)

- (4) 設備・機器には、火災、爆発の発生を防止するため、「3-1-7 技術基準規則第11条(火災等による損傷の防止)」に記載したとおり、過加熱による設備・機器の損傷を防止するためのインターロック(熱的制限値に到達する前に、ヒーター電源を遮断する過加熱防止インターロック等)、爆発の発生を防止するためのインターロック(水素を取り扱う設備・機器への空気混入又は水素漏えい防止のためのインターロック等)を設置する設計としている。(b)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器に関して、核的制限値及び熱的制限値の逸脱、閉じ込め機能の喪失等を防止するために警報設備等を設置する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第18条の規定に適合していることを確認した。

3-3-13 技術基準規則第19条(放射線管理施設)

技術基準規則第19条においては、工場等には、次に掲げる事項などを計測する放射線管理施設が設けられていなければならない、と規定されている。

- a. 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(第三号)

本申請に係る建物・構築物のうち付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物第2廃棄物処理所の第1種管理区域の出入口となる付属建物第2廃棄物処理所には、出入口近くの第1種管理区域内に、放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する設計としている。(a)

規制庁は、申請のあった放射線管理施設に関して、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を計測する施設等を設置する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第19条の規定に適合していることを確認した。

3-1-14 技術基準規則第20条(廃棄施設)

技術基準規則第20条においては、放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない、と規定されている。

- a. 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。(第一号)
- b. 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。(第二号)
- c. 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。(第三号)
- d. 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。(第四号)
- e. 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。(第五号)

本申請に係る設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、廃棄施設を設ける設計としている。

(1) 気体廃棄設備

- ① 本申請に係る気体廃棄設備は、排気ダクトを通して、高性能エアフィルタによってろ過した後、放射性気体廃棄物を排気口から屋外へ放出する設計としている。(c)
- ② 原料倉庫局所排気系統は、UF₆ ガスの漏えいの拡大を防止するため、原料倉庫に設置する UF₆ フードボックス内の設備・機器から UF₆ ガスが漏えいし、UF₆ フードボックス内で HF を検知した場合に起動するスクラバ、高性能エアフィルタ 2 段(2 段目は耐 HF 性)を設置する設計としている。(a、d)
- ③ 気体廃棄設備には、加工事業変更許可申請書に記載した排気能力以上の性能を有する排気ファンを設置するとともに、加工事業変更許可申請書に記載したウランの捕集効率を有し容易に取り換えが可能な高性能エアフィルタを設置する設計としている。(a、d)
- ④ 給排気ダクトの屋外との境界部には、逆流防止ダンパを設置し、放射性流体の屋外への拡散を防止する設計としている。(b)

(2) 廃液処理設備

- ① 廃液処理設備(1)を含む系統には、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める値($2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$) (以下「排出基準値」という。)以下となるように、イオン交換装置(吸着塔)によりウランを除去する設計としている。(a)

② 廃液処理設備(4)を含む系統には、ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ、ろ紙)によりウランを除去し、排出基準値以下に処理する設計としている。(a)

③ 廃液処理設備(1)及び廃液処理設備(4)で処理した排水は、排水貯留池に貯留する設計としている。(排水貯留池は次回申請予定)(e)

規制庁は、申請のあった設備・機器の廃棄施設に関して、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第20条の規定に適合していることを確認した。

3-1-15 技術基準規則第21条(核燃料物質等による汚染の防止)

技術基準規則第21条においては、加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない、と規定されている。

本申請に係る建物・構築物については、第1種管理区域の床及び人が触れるおそれがある壁表面には、核燃料物質等による汚染を除去しやすいよう、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する設計としている。

規制庁は、申請のあった建物・構築物の核燃料物質等による汚染の防止に関して、建物内部の床及び人が触れるおそれがある壁の表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第21条の規定に適合していることを確認した。

3-1-16 技術基準規則第22条(遮蔽)

技術基準規則第22条においては、

- a. 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。(第1項)
- b. 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。(第2項)

と規定されている。

本申請に係る建物・構築物については、通常時における直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界における線量を合理的に達成できる限り低くするため、加工事業変更許可申請書に記載したとおり、線量評価において考慮した建物の鉄筋コンクリート製の壁、床及び屋根並びに付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)の壁の厚さ以上とする設計としている。(a、b)

規制庁は、申請のあった建物・構築物の遮蔽に関して、加工事業変更許可申請書において直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量の評価で考慮した壁等の厚さ以上であることを確認できたことから、技術基準規則第22条の規定に適合していることを確認した。

3-1-17 技術基準規則第23条(換気設備)

技術基準規則第23条においては、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない、と規定されている。

- a. 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。(第一号)
- b. 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。(第二号)
- c. ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。(第三号)

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、安全機能を有する施設として、以下のとおり、換気設備を設ける設計としている。

- (1) 本申請に係る建物には、第1種管理区域の換気を行うため気体廃棄設備を設置する設計としている。また、気体廃棄設備には、加工事業変更許可申請書に記載した換気能力以上の性能を有する排気ファンを設置するとともに、加工事業変更許可申請書に記載したウランの捕集効率を有し容易に取り換えが可能な高性能エアフィルタを設置する設計としている。(a、c)
- (2) 本申請に係る気体廃棄設備は、給排気ダクトの屋外との境界部に、気体廃棄物の屋外への拡散を防止するため、逆流防止ダンパを設置する設計としている。(b)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器に関して、放射線障害を防止するために必要な換気能力を有する気体廃棄設備を設置する設計としていることなどを確認できたことから、技術基準規則第23条の規定に適合していることを確認した。

3-1-18 技術基準規則第24条(非常用電源設備)

技術基準規則第24条においては、

- a. 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。(第1項)
- b. 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。(第2項)

と規定されている。

本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、以下のとおり設置する設計としている。

- (1) 気体廃棄設備の排気ファンは、外部電源系統が喪失した場合においても、第1種管理区域を負圧に維持するよう、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する設計としている。(a)
- (2) 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))並びに自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)は、外部電源系統が喪失した場合においてもその機能を維持するよう、それぞれ警報盤、放送設備本体、電話交換機、受信器及び中継盤を介して非常用ディーゼル発電機に接続する設計としている。(a)
- (3) 緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、外部電源系統が喪失した場合においてもその機能を維持するよう、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機と接続する設計としている。(a)
- (4) 非常用通報設備(非常ベル設備及び放送設備)は、無停電電源装置(次回申請予定)に接続し、また非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)及び自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)は、バッテリーを内蔵し、外部電源系統が喪失した場合に非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間、その機能を維持する設計としている。(b)
- (5) 非常用通報設備(電話設備(無線式))は、バッテリーを内蔵し、必要な機能を維持できる設計としている。(b)

規制庁は、申請のあった建物・構築物及び設備・機器に関して、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な機能を維持するために、非常用電源設備に接続する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第24条の規定に適合していることを確認した。

3-1-19 技術基準規則第25条(通信連絡設備)

技術基準規則第25条においては、工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない(第1項)、などと規定されている。

本申請に係る建物には、設計基準事故が発生した場合において、退避に必要な指示を行うための非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備及び通信連絡設備(電話設備(有線式及び無線式)))を設置する設計としている。

規制庁は、申請のあった通信連絡設備に関して、設計基準事故が発生した場合において、工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を設置する設計としていることを確認できたことから、技術基準規則第25条の規定に適合していることを確認した。

3-2 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画について

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画に関して、技術基準規則の各条文に適合するよう工事を行うこと、建物・構築物及び設備・機器の新設、改造等の工事については、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、保安のための措置を以下のとおり行うとしていることを確認した。

- (1) 室内に核燃料物質が保管又は貯蔵されている工事については、設備・機器に核燃料物質がない状態又は工事を実施する付近に核燃料物質がない状態で実施する。
- (2) 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- (3) 気体廃棄設備の工事については、工事の進捗に併せ気体廃棄設備の切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧を維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板等による閉止措置を講じる。また、局所排気システムのダクトを取り外す場合には、当該局所排気システムに接続する設備・機器は使用禁止とする。
- (4) 汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。工事の際に発生する粉塵については、局所排気装置を設置し汚染の拡大を防止する。
- (5) 設備・機器の撤去及び除染作業等で発生する核燃料物質で汚染されたものは、200Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物として保管廃棄する。
- (6) 建物・構築物の改造工事のために一時的に取り外しが必要な非常用通報設備、消火設備及び自動火災報知設備等の設備は、代替措置を講じることにより安全機能を維持する。
- (7) 管理区域内において撤去する設備・機器については、撤去後、床表面を修復し、

除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装し、技術基準への適合性を確認するための検査(外観等)を実施する。

- (8) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、各建物・構築物及び設備・機器に求められる技術基準への適合性を確認するための検査(員数、外観、寸法、配置、材料、据付、系統、臨界安全、面速、作動等)を実施する。
- (9) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、加工施設全体の性能検査(次回申請予定)を行うまでの間、その機能を維持する。

なお、申請者は、工事に係る安全管理等について、以下を実施するとしている。

- (1) 工事を実施するにあたっては、労働安全衛生法等の関係法令に基づき労働災害の防止を図る。
- (2) 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立入りを制限する。
- (3) 工事に火気を使用する場合、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、周辺の設備・機器を難燃性シートにより養生する。
- (4) 管理区域内の工事では、作業者は個人用の線量測定器、その他必要な安全保護具を着用する。
- (5) 緊急事態(火災等)が発生した場合には、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の措置を講じる。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の工事の計画について、以下のとおり確認できたことから、これらの建物・構築物及び設備・機器を含む加工施設全体の性能検査を行うまでの間、核燃料物質を貯蔵し、又は放射性固体廃棄物を保管廃棄した状態を維持することに関し、安全確保が図られることを確認した。

- (1) 建物・構築物及び設備・機器の工事については、核燃料物質がない状態又は付近に核燃料物質がない状態で工事を実施する。
- (2) 建物・構築物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- (3) 工事中は、気体廃棄設備を運転し、第1種管理区域を負圧に維持する。
- (4) 工事に伴い発生する核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として保管廃棄する。
- (5) 建物・構築物及び設備・機器は、当該建物・構築物及び設備・機器に求められる技術基準への適合性を確認するための検査を実施する。
- (6) 工事が完了した建物・構築物及び設備・機器は、加工施設全体の性能検査を行うまでの間、その機能を維持する。
- (7) 本申請に係る建物・構築物及び設備・機器は、加工施設全体の性能検査を次回申請する予定としている。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の設計及び工事の計画について、3-1及び3-2に示すとおり確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第2号の規定に適合しているものと認められる。

4. 審査結果

規制庁は、1～3の事項を確認したことから、本申請について、法第16条の2第3項各号のいずれにも適合しているものと認められる。

技術基準規則各条文への適合性を審査した事項^{注1)}

1. 化学処理設備

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
			核燃料物質の臨界防止	安全機能の有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能による損傷の防止	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能の有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}	UF ₆ 蒸発・加水分解設備(工場棟転換工場)	蒸発器 ^{*3*4} シリンダ過加熱防止インターロック シリンダ圧力高インターロック UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック 地震インターロック(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)) シリンダ取外しインターロック	4基	改造						○			○				○									
	UF ₆ フードボックス ^{*3}	UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロック UF ₆ 漏えい警報設備(フードボックス内)	1基	改造 ^{*1}						○			○					○								
	UF ₆ 防護カバー ^{*3}	UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー内) UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー外)	1基	新設						○								○								
	コールドトラップ ^{*3*4}	コールドトラップ温度高インターロック コールドトラップ圧力高インターロック	2基	改造						○								○								
	コールドトラップ(小) ^{*3*4}	コールドトラップ(小)温度高インターロック コールドトラップ(小)圧力高インターロック コールドトラップ(小)捕集中の温度高インターロック	2基	改造						○								○								
	循環貯槽 ^{*3*4}	加水分解装置(エジェクタ) 液貯槽ポンプ停止インターロック 循環貯槽液位高インターロック 循環貯槽液位低インターロック	2基	改造						○								○								
	熱交換器(循環貯槽) ^{*3*4}		2基	改造 ^{*1}	○					○								○								
	堰(循環貯槽) ^{*3}	堰漏水検知警報設備	1基	新設						○								○								
	UF ₆ 貯槽	UF ₆ 貯槽液位高インターロック	6基	改造	○	○	○		○	○	○			○				○								

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
	熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽)	2基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○						○							
	堰(UO ₂ F ₂ 貯槽) 堰漏水検知警報設備	2式	新設	○	○	○		○		○	○	○						○							
	飛散防止カバー	2式	新設		○	○				○	○				○										
	液受槽 液受槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○						○							
	調液貯槽 調液貯槽液位高インターロック	4基	改造	○	○	○		○		○	○	○						○							
	熱交換器(調液貯槽)	2基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○						○							
沈殿設備 (工場棟転換工場)	沈殿槽 沈殿槽液位高インターロック 沈殿槽流量比インターロック	4基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	堰(液貯槽) 堰漏水検知警報設備	2式	新設	○	○	○		○		○	○	○					○								
	熟成槽 熟成槽液位高インターロック	10基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
洗浄設備 (工場棟転換工場)	遠心分離機(洗浄用)	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	堰(洗浄槽) 堰漏水検知警報設備	1式	新設	○	○	○		○		○	○	○					○								
	洗浄槽 洗浄槽液位高インターロック	8基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	洗浄ろ液分離槽 洗浄ろ液分離槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
固液分離設備 (工場棟転換工場)	遠心分離機(固液分離用)	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	ろ液分離槽 ろ液分離槽液位高インターロック	4基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	仕上げる過機 仕上げる過機異常インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	ろ過器(転換工程)	4基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○					○								
	濃縮液受槽 濃縮液受槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	清澄液受槽 清澄液受槽液位高インターロック 清澄液受槽 pH 異常インターロック	6基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								
	再生液貯槽 再生液貯槽液位高インターロック	6基	改造	○	○	○		○		○	○	○					○								

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
	洗浄液受槽 洗浄液受槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	金属容器(溶液・スラリー)用台車 金属容器(溶液・スラリー)	1基	改造 ^{*1} 、確認	○				○		○	○	○		○											
乾燥設備 (工場棟転換工場)	予備成型乾燥機	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	乾燥機 乾燥機ベルト駆動停止インターロック 乾燥機ADU厚み異常インターロック 乾燥機温度高インターロック 乾燥機運転制御機構	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	粉末回収ボックス	6基	改造 ^{*1}	○	○	○		○		○	○	○		○											
	ADUスクラバ ADUスクラバ液位高インターロック ADUスクラバポンプ停止警報設備	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	堰(ADUスクラバ) 堰漏水検知警報設備	2式	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	ADUプロータンク	2基	改造 ^{*1}	○	○	○		○		○	○	○		○											
	ADU受けホッパ	2基	改造 ^{*1}	○	○	○		○		○	○	○		○											
	ADUバグフィルタ フードボックス(ADUバグフィルタ)	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	ADUバックアップフィルタ	2基	改造 ^{*1}	○	○	○		○		○	○	○		○											
	焙焼還元設備 (工場棟転換工場)	リサイクル粉搬送装置	2基	改造、確認	○	○	○		○		○	○	○		○		○								
リサイクル粉投入ボックス		2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
リサイクル粉受けホッパ スクリュウフィーダ		2基	改造 ^{*1}	○	○	○		○		○	○	○		○											
ポリューマ スクリュウフィーダ		2基	改造 ^{*1}	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
ロータリーキルン フードボックス(ロータリーキルン) 爆発圧力逃し機構 ロータリーキルン温度低インターロック ロータリーキルン炉内圧力低インターロック 燃焼チャンパ失火インターロック ロータリーキルン過加熱防止インターロック 水素漏えい検知インターロック 地震インターロック		2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	ダストチャンバ	2基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○												
	ガスヒータ ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック	2基	改造		○	○		○			○	○		○				○								
	UO ₂ プロータンク ³⁾⁴⁾	2基	改造 ¹⁾	○						○				○												
	UO ₂ フィルタ ³⁾⁴⁾ フードボックス(UO ₂ フィルタ)	2基	改造 ¹⁾	○						○	○			○												
	UO ₂ バックアップフィルタ ⁴⁾	2基	改造	○																						
	UO ₂ 受けホッパ ³⁾⁴⁾ フードボックス(UO ₂ 受けホッパ)	2基	改造 ¹⁾	○						○				○												
粉砕・充填設備 (工場棟転換工場)	粉砕機 ³⁾⁴⁾ 粉砕機バグフィルタ フードボックス(粉砕機)	2基	改造	○						○	○															
	充填装置 ³⁾⁴⁾ フードボックス(充填装置)	2基	改造	○						○	○							○								
混合設備 (工場棟転換工場)	大型混合装置	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	サンブラ フードボックス(サンブラ)	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	バックアップフィルタ(サンブラ)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	抜き出しボックス	2基	確認					○		○	○			○												
	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	サンプリング台	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
濃縮度混合設備 (工場棟転換工場)	粉砕機 フードボックス(粉砕機) バグフィルタ	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	粉末輸送装置② フードボックス(粉末輸送装置②)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	粉末充填ボックス	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	粉末抜き出しボックス	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	濃縮度混合工程用クレーン	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○		○										
	粉末輸送装置①ホッパ部① フードボックス(混合装置)	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○												
	バグフィルタ(粉末輸送装置①)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	粉末回収ボックス	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
混合装置	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○													

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}																									
	粉末梱包機 フードボックス(粉末梱包機)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	充填装置 フードボックス(充填装置)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	粉末輸送装置①ホッパ部② フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	粗成型用プレス フードボックス(粗成型用プレス)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	スラグコンベア	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	粉末集塵装置 バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	造粒機 フードボックス(造粒機) 篩分機 オーバーサイズ粉受器	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	アンダーサイズ粉受器	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	小分け装置 フードボックス(小分け装置)	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○											
	リフト	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○		○									
ウラン回収設備(第1系列) (工場棟転換工場)	原料フードボックス 粉末フィーダ 原料フードボックス質量高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	溶解槽 溶解槽比重高インターロック 溶解槽液位高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	堰(ウラン回収第1系列) 堰漏水検知警報設備	1式	新設	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	遠心ろ過機	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	溶解液受槽 溶解液受槽液位高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	ろ過器(1)	2基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	沈殿槽 沈殿槽液位高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	遠心分離機 遠心分離機異常インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	乾燥機	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}																											
	洗浄液受けポット 洗浄液受けポット液位高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○									
	ろ液受槽(1) ろ液受槽(1)液位高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○									
	ろ過器(2)	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○				○									
	箱形乾燥機	2基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○													
	乾燥トレイ用台車	2基	確認	○				○		○	○	○		○													
	明け替えフードボックス① ホッパ	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○													
	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○													
	pH調整槽 pH調整槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○								
	ろ過機(廃液用)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○								
	ろ過器(3)	1基	新設	○	○	○		○		○	○	○		○					○								
	ろ液受槽(2) ろ液受槽(2)pH異常インターロック 液位高警報設備	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○					○								
	解砕機 解砕機フードボックス	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○													
	輸送装置 フードボックス(仮焼炉)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○													
	バックアップフィルタ(輸送装置)	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○													
	仮焼炉 仮焼炉温度高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○								
	粉末受けホッパ 充填ボックス	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○													
ウラン回収設備(第2系列) (工場棟転換工場)	イオン交換装置(吸着塔) フードボックス(イオン交換装置)	12基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○									
	堰(ウラン回収第2系列-1) 堰漏水検知警報設備	1式	新設	○	○	○		○		○	○	○		○				○									
	酸洗装置	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○				○									
	オーバーフロー液受槽 オーバーフロー液受槽液位高インターロック	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○				○									
	堰(ウラン回収第2系列-2) 堰漏水検知警報設備	1式	新設	○	○	○		○		○	○	○		○				○									

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}																					
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
投入ボックス	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
溶出槽	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
拔出ボックス	2基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○												
中間槽 中間槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
ろ過器(中間槽)	2基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
溶出液受槽 溶出液受槽液位高インターロック	3基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
リサイクル液受槽 リサイクル液受槽液位高インターロック	3基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
洗浄液受槽 洗浄液受槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
沈殿槽 沈殿槽液位高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
遠心分離機 遠心分離機異常インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
ろ液受槽 ろ液受槽pH異常インターロック ろ液受槽液位高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
仕上りろ過器	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
清澄液受槽 液位高警報設備	1基	改造		○	○		○		○	○	○		○					○							
乾燥機	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
乾燥排気フィルタ	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○												
ADU受ホッパ	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
ADU 拔出ボックス	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○												
粉碎機 フードボックス(粉碎機)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
スクラップ仮焼炉 スクラップ仮焼炉温度高インターロック	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○							
仮焼ポート用台車	1基	改造	○				○		○	○	○		○			○									
ヒュームフード(1)	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○												
ヒュームフード(2)	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○												
箱型乾燥機	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○												
回転混合機 フードボックス(粉末投入用)(回転混合機)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
ウラン回収設備(第3系列) (付属建物除染室・分析室)	フードボックス(回転混合機)																								
	粉末回収ボックス	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
建物	工場棟 転換工場 ^{*5*}	1式	改造 ^{*2}	○	○			○		○	○		○	○								○	○		
	付属建物シリンドラ洗浄棟	1式	改造	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○								○	○	○	

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*6」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: 原料倉庫の既存のシャッタ及び鉄扉を撤去し、新規に鉄扉を製作し設置する。

「*3」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については第5次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。

「*4」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については第5次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の複数ユニットの臨界安全に係る事項について申請する。

「*5」: 当該建物の鉄扉の一部について申請する。

「*6」: 当該建物の位置、構造、強度に係る事項については第4次申請で申請しており、本申請においては、当該建物の機能、性能に係る事項について申請する。

2. 成形施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
圧縮成型設備 (工場棟成型工場)	繰返し粉ホツパ台車	2基	確認	○						○	○	○		○											
	繰返し粉搬送装置	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○											
	繰返し粉中間ホツパ フードボックス(繰返し粉輸送ホツパ(1))	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	繰返し粉投入ホツパ フードボックス(繰返し粉輸送ホツパ(2))	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	繰返し粉小分けボックス	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	バックアップフィルタ(粉末輸送) バックアップフィルタ(繰返し粉輸送ホツパ(2)) バックアップフィルタ(原料粉末輸送ホツパ)	3基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	繰返し粉投入ボックス 容器昇降リフト	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	明替えボックス	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○											
	大型混合装置	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	大型粉末容器抜出ボックス	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	大型粉末容器用クレーン	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○		○									
	原料粉末ホツパ フードボックス(原料粉末輸送ホツパ、粗成型用 プレスフィーダ) 粗成型用プレスフィーダ	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	粉末混合機 フードボックス(粉末投入用)(粉末混合機)	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	粗成型用プレス フードボックス(粗成型用プレス)	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	スラグコンベア	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	粉末集塵装置 粉末集塵装置(粗成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(粗成型工程)) 粉末集塵装置(本成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(本成型工程))	4基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	バックアップフィルタ(粉末集塵装置) バックアップフィルタ(粉末集塵装置(粗成型工程))	4基	改造	○	○	○				○	○	○		○											

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条			
			核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備			
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}	バックアップフィルタ(粉末集塵装置(本成型工程))																										
	造粒機 アンダーサイズ粉受器 フードボックス(造粒機)	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	造粒粉末小分けボックス	2基	改造、確認	○	○	○				○	○	○		○													
	造粒粉末ホッパ フードボックス(造粒粉末輸送ホッパ(1))	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	潤滑剤混合機 造粒粉末輸送ホッパ(2) フードボックス(造粒粉末輸送ホッパ(2)、 潤滑剤混合機)	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	回転混合機	4基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	本成型用プレス フードボックス(本成型用プレス) 本成型用プレスフィーダ 本成型用プレスホッパ ペレットコンベア	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	ペレット移替機(1) フードボックス(ペレット移替機) 圧粉体密度測定装置 ボートコンベア	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	ペレット移替機(2) フードボックス(ペレット移替機) 圧粉体密度測定装置 ボートコンベア	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	乗移台 1	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	試験用プレス フードボックス(試験用プレス)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	フードボックス(1)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○													
	フードボックス(2)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○													
	フードボックス(3)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○													
焼結設備 (工場棟成型工場)	連続焼結炉 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック 連続焼結炉着火源喪失インターロック 水素漏えい検知インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○			○										

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}	研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック																								
	フードボックス(4)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○											
	フードボックス(5)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○											
	ペレット明替機 ペレット明替機1ポート制限インターロック	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	酸化炉(1) 酸化炉温度高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	酸化炉(2) 酸化炉温度高インターロック	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
	粉砕機(1) フードボックス(粉末投入用)(粉砕機) フードボックス(粉砕機)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	粉砕機(2) フードボックス(粉末投入用)(粉砕機) フードボックス(粉砕機)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	洗浄ボックス(圧縮成型工程)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○					○						
	液受槽(圧縮成型工程)	1基	新設	○	○	○				○	○	○		○											
遠心分離機(洗浄)	1基	改造*1	○	○	○				○	○	○		○												
圧縮成型設備 (加工棟成型工場)	粉末集塵装置(加工棟) 粉末集塵装置(粗成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(粗成型工程)) 粉末集塵装置(本成型工程) フードボックス(粉末集塵装置(本成型工程))	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
焼結設備 (加工棟成型工場)	連続焼結炉(加工棟) 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック 連続焼結炉着火源喪失インターロック 水素漏えい検知インターロック 連続焼結炉過加熱防止インターロック 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック 地震インターロック 爆発圧力逃し機構	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○				○							
研削設備 (加工棟成型工場)	冷却水循環槽(研削)(加工棟)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	遠心分離機(研削)(加工棟)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○											
	洗浄水循環槽(加工棟)	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○											

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}																				
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
粉末再生設備	ろ過器(加工棟)	1基	新設	○	○	○			○	○	○		○											
(加工棟成型工場)	遠心分離機(洗浄)(加工棟)	2基	確認	○	○	○			○	○	○		○											
圧縮成型設備	粉末篩分機 ³⁾⁴⁾			○					○															
(加工棟成型工場)	フードボックス(粉末投入用)(粉末篩分機)	2基	改造																					
	電動リフト ⁴⁾			○																				
	粉末篩分機用電動リフト 中型混合機用電動リフト 本成型プレス用電動リフト	4台	確認																					
	一次混合機 ³⁾⁴⁾			○					○															
	フードボックス(粉末投入用)(粉末混合機1) 容器リフト(粉末混合機1) フードボックス(粉末混合機1)	1基	改造																					
	フードボックス(1) ³⁾⁴⁾	1基	改造	○					○															
	フードボックス(2) ³⁾⁴⁾	1基	確認	○					○															
	回転混合機 ⁴⁾	3基	改造	○																				
	二次混合機 ³⁾⁴⁾			○					○															
	フードボックス(粉末投入用)(粉末混合機2) 粉碎機 容器リフト(粉末混合機2) フードボックス(粉末混合機2)	1基	改造																					
	濃度調整混合機 ³⁾⁴⁾			○					○															
	フードボックス(粉末投入用)(中型混合機) フードボックス(中型混合機)	1基	改造																					
	粗成型用プレス ³⁾⁴⁾			○					○															
	フードボックス(粗成型用プレス)	1基	改造																					
	粗成型用プレスフィーダ ³⁾⁴⁾			○					○															
	フードボックス(粗成型用プレスフィーダ)	1基	改造																					
	スラグコンベア ⁴⁾	1基	改造	○																				
	バックアップフィルタ ⁴⁾			○																				
	バックアップフィルタ(粉末集塵装置(粗成型工程)) バックアップフィルタ(粉末集塵装置(本成型工程))	2基	確認																					

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}																						
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	造粒機 ³⁾⁴⁾	1基	改造	○						○																
	フードボックス(造粒機)																									
	本成型用プレス ³⁾⁴⁾	1基	改造	○						○																
	フードボックス(本成型用プレス) 本成型用プレスホッパ フードボックス(粉末投入用)(本成型用プレス) ペレットコンベア ペレット整列機 ³⁾⁴⁾ フードボックス(ペレット整列機)	1基	改造	○							○															
研削設備 (加工棟成型工場)	センターレスグラインダ ³⁾⁴⁾	1基	改造	○						○																
	フードボックス(センターレスグラインダ)																									
	ペレットコンベア ⁴⁾	1基	改造	○																						
	パーツフィーダ ³⁾⁴⁾ フードボックス(パーツフィーダ) ペレット配列機 ⁴⁾	1基	改造	○							○															
ペレット検査設備 (加工棟成型工場)	ペレット外観検査装置 ⁴⁾ 金属容器(ペレット)受	1基	改造	○																						
	ペレット寸法密度測定台 ⁴⁾	1基	改造	○																						
粉末再生設備 (加工棟成型工場)	洗浄ボックス ³⁾⁴⁾	2基	確認	○						○																
	ロータ用台車(2) ⁴⁾	1台	確認	○																						
	研削屑乾燥機 ³⁾⁴⁾ 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック	1基	改造	○							○															
	フードボックス(3) ³⁾⁴⁾	1基	確認	○							○															
	酸化炉 ³⁾⁴⁾ 酸化炉温度高インターロック	1基	改造	○							○			○												
	粉砕機 ³⁾⁴⁾ フードボックス(粉末投入用)(粉砕機) フードボックス(粉砕機)	1基	改造	○							○															
建物	工場棟 成型工場 ⁴⁾	1式	改造	○					○	○			○	○											○	○
	加工棟 成型工場 ³⁾	1式	改造	○					○	○			○	○											○	○

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3： 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4： 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置又は追加すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*5」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」： 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」： 循環槽 A、循環槽 B で一体構造である。

「*3」： 当該建物又は設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については第 2 次申請で申請しており、本申請においては、当該建物又は設備・機器の機能、性能に係る事項の一部について申請する。

「*4」： 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については第 2 次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の複数ユニットの臨界安全に係る事項について申請する。

「*5」： 当該建物の位置、構造、強度に係る事項については第 4 次申請で申請しており、本申請においては、当該建物の機能、性能に係る事項の一部について申請する。

3. 被覆施設

技術基準規則の規定 ^{注2)} 注3)				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条				
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備				
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				燃料棒組立設備 (工場棟成型工場)	ペレット乾燥機	8基	改造	○	○	○				○	○														
				ペレット挿入機	2基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
				ペレットトレイ用台車(3)	2台	確認	○						○	○	○		○												
				端面洗浄機	2基	確認	○	○	○					○	○		○												
				端栓圧入機	2基	改造	○	○	○					○	○		○												
				端栓周溶接装置	4基	確認	○	○	○					○	○		○												
				He加圧溶接装置	2基	改造	○	○	○					○	○		○												
燃料棒搬送設備 (工場棟成型型工場)	燃料棒ラインコンベア	1式	改造、確認	○	○	○				○	○	○		○															
燃料棒補修設備 (工場棟成型工場)	端栓切断機	1基	確認	○	○	○					○	○		○															
端栓圧入機	1基	確認	○	○	○						○	○		○															
UO ₂ 明替ボックス	1基	改造	○	○	○					○	○	○		○															
燃料棒搬送設備 (工場棟組立工場)	燃料棒ラインコンベア	1式	改造 ^{*1}	○	○	○		○		○	○	○		○															
燃料棒検査設備 (工場棟組立工場)	超音波検査装置	1基	改造	○	○	○		○			○	○		○															
シールX線検査装置	1基	改造	○	○	○		○			○	○	○		○															
燃料棒全長・重量測定装置	1基	改造	○	○	○		○				○	○		○															
渦電流検査装置	1基	確認	○	○	○		○			○	○	○		○															
線走査装置	1基	確認	○	○	○		○				○	○		○															
ヘリウムリーク試験装置	3基	改造	○	○	○		○				○	○		○															
定盤	3基	改造	○	○	○		○				○	○		○															
燃料棒受台	1基	確認	○	○	○		○				○	○		○															
燃料棒組立設備 (加工棟成型工場)	ペレット乾燥機 ^{*2}	2基	確認	○																									
ペレット挿入機 ^{*2}	1基	確認	○																										
ペレットトレイ用台車(4) ^{*2}	1台	確認	○																										
端栓圧入機 ^{*2}	1基	確認	○																										
He加圧溶接装置 ^{*2}	1基	確認	○																										
端栓周溶接装置 ^{*2}	1基	確認	○																										

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の 臨界防 止	安全機 能を有 する施 設の地 盤	地震に よる損 傷の防 止	津波に よる損 傷の防 止	外部か らの衝 撃によ る損傷 の防止	加工施 設への 人の不 法な侵 入等の 防止	閉じ込 めの機 能	火災等 による 損傷の 防止	加工施設 内におけ る溢水に よる損傷 の防止	安全避 難通路 等	安全機 能を有 する施 設	材料及 び構造	搬送設 備	核燃料 物質の 貯蔵施 設	警報設 備等	放射線 管理施 設	廃棄施 設	核燃料 物質等 による 汚染の 防止	遮蔽	換気設 備	非常用 電源設 備	通信連 絡設備
燃料棒補修 設備 (加工棟成型 工場)	端栓切断機 ^{*2}	1基	改造	○																					
	ペレット取出台 ^{*2}	1基	改造	○						○															
燃料棒搬送 設備 (加工棟成型 工場)	燃料棒ラインコンベア ^{*2}	1基	改造	○																					
	線走査装置 ^{*2}	1基	確認	○																					
燃料棒検査 設備 (加工棟成型 工場)	スタック台 ^{*2}	1基	確認	○																					

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」、「*2」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については第2次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の複数ユニットの臨界安全に係る事項について申請する。

4. 組立施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
燃料集合体組立設備 (工場棟組立工場)	マガジン挿入装置	2基	確認	○	○	○		○			○	○		○											
	マガジン昇降台	2基	確認	○	○	○		○			○	○		○											
	マガジン	4基	確認	○	○	○		○			○	○		○											
	運搬台車	2台	改造	○	○	○		○		○	○	○		○		○									
	マガジン架台	3基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	マガジン姿勢変換台	1基	改造	○	○	○		○			○	○		○											
	燃料集合体組立装置	3基	改造	○	○	○		○			○	○		○											
	マガジン架台部	1台	確認	○	○	○		○		○	○	○		○											
燃料集合体洗浄装置	1式	改造	○	○	○		○			○	○		○												
ジブクレーン	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○		○										
燃料集合体検査設備 (工場棟組立工場)	エンベロープ検査装置	1基	改造	○	○	○		○			○	○		○											
	チャンネル検査装置	1基	改造	○	○	○		○			○	○		○											
	燃料集合体検査定盤	1基	改造	○	○	○		○			○	○		○											
	燃料集合体検査測定台	3基	確認	○	○	○		○			○	○		○											
	ジブクレーン	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○		○									
燃料集合体外観検査台	1基	改造	○	○	○		○			○	○		○												
燃料集合体検査ピット	3基	改造	○	○	○		○			○	○		○												
建物	工場棟 組立工場 ^{*1*}	1式	改造 ^{*2}	○	○	○		○			○	○		○								○			

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*3」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 当該建物の鉄扉の一部について申請する。

「*2」: 燃料集合体貯蔵室の既存のシャッタを撤去し、新規に鉄扉を製作し設置する。

「*3」: 当該建物の位置、構造、強度に係る事項については第4次申請で申請しており、本申請においては、当該建物の機能、性能に係る事項の一部について申請する。

5. 核燃料物質の貯蔵施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
原料貯蔵設備 (工場棟転換工場)	シリンダ貯蔵架台	1式	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○											
	シリンダ転倒装置	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	天井走行クレーン(転換 5t)	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○		○									
粉末貯蔵設備 (工場棟転換工場)	大型粉末容器貯蔵架台	1式	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○											
	大型粉末容器	72基	改造	○						○	○	○		○											
	大型粉末容器用台車	1基	改造	○				○		○	○	○		○											
	仕掛品貯蔵棚	3基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	SUS容器用台車(3)	2台	確認	○				○		○	○	○		○											
	SUS容器用台車(4)	1台	確認	○				○		○	○	○		○											
	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	運搬台車	7基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
粉末貯蔵設備 (工場棟成型工場)	中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
	粉末一時貯蔵棚	4基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	金属容器(粉末)用台車(2)	2台	改造	○						○	○	○		○											
粉末貯蔵設備 (付属建物第2核燃料倉庫)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	16基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))	4基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○											
粉末貯蔵設備 (付属建物第2核燃料倉庫)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)	58基	改造	○	○	○				○	○	○		○											
	電動リフト	1台	確認	○						○	○	○		○		○									
UO ₂ ペレット貯蔵設備	圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○											
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○											

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}																						
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
(工場棟成型工場)	圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○												
	ペレットラインコンベア(1)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	ペレットラインコンベア(2)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	乗移台 2	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	ボート運搬台車	2台	確認	○						○	○	○		○												
	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○												
	焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	ペレットラインコンベア(3)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	ペレットラインコンベア(4)	1基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	ボート(焼結)用台車(1)	1台	確認	○						○	○	○		○												
	ボート(焼結)用台車(2)	2台	確認	○						○	○	○		○												
	スクラップ貯蔵棚(ペレット用)	2基	確認	○	○	○				○	○	○		○												
	金属容器(ペレット)	30個	改造 ^{*1}	○							○	○		○												
	金属容器(ペレット)用台車(1)	1台	確認	○						○	○	○		○												
	仕上りペレット一時貯蔵棚	4基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
	仕上りペレット貯蔵棚	1式	改造 ^{*1}	○	○	○				○	○	○		○												
	仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	2台	確認	○						○	○	○		○												
	ペレットトレイ用台車(1)	1台	確認	○						○	○	○		○												
	余剰ペレット貯蔵棚	4基	改造	○	○	○				○	○	○		○												
金属缶用台車(1)	1台	確認	○						○	○	○		○													
(工場棟成型工場)	燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚	1基	確認	○	○	○				○	○	○		○												
	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)	1台	確認	○						○	○	○		○												
(工場棟組立)	燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○												
	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)	1台	改造	○				○		○	○	○		○												
	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)	1台	改造	○				○		○	○	○		○												

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
工場)	燃料棒貯蔵棚	2基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	トラバース	1台	改造	○	○	○		○		○	○	○		○		○										
	運搬車	1台	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○												
燃料集合体貯蔵設備 (工場棟組立工場)	燃料集合体一時貯蔵架台	29基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	天井走行クレーン(組立北 4.8t)	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○		○										
	天井走行クレーン(組立北 3t)	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○		○										
	天井走行クレーン(組立南 5t)	1基	確認	○	○	○		○		○	○	○		○		○										
	天井走行クレーン(組立南 1t)	1基	確認		○	○		○		○	○	○		○		○										
	燃料集合体貯蔵架台	90基	改造	○	○	○		○		○	○	○		○												
	燃料集合体移送装置	1基	改造 ¹⁾	○	○	○		○		○	○	○		○												
輸送物貯蔵設備 (付属建物容器管理棟)	天井走行クレーン(容器管理棟 4.8t)	1基	確認		○	○				○	○				○											
原料貯蔵設備 (付属建物原料貯蔵所)	シリンダ貯蔵ピット	1式	確認		○	○				○	○				○											
建物	付属建物原料貯蔵所	1式	改造	○	○	○		○	○	○	○				○											○
	付属建物容器管理棟 ⁵⁾⁶⁾	1式	改造 ²⁾		○	○		○							○											○
構築物	付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)	1式	新設		○	○		○						○												○
粉末貯蔵設備 (加工棟成型工場)	粉末一時貯蔵棚 ⁴⁾	6基	改造	○										○												
	SUS 容器用台車(1) ⁴⁾	1台	確認	○																						
	金属容器(粉末)用台車(3) ⁴⁾	2台	確認	○																						
	フードボックス(4) ³⁾⁴⁾	1基	確認	○																						
	原料粉末貯蔵棚 ⁴⁾	2基	改造	○												○										
	電動リフト ⁴⁾			○																						
	粉末貯蔵室(1)用電動リフト 粉末貯蔵室(2)用電動リフト	2台	確認																							
スクラップ貯蔵棚(粉末用) ⁴⁾	4基	改造	○												○											
	圧粉ペレット貯蔵棚 ⁴⁾	1基	確認	○																						

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
				核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}	UO ₂ ペレット貯蔵設備 (加工棟成型工場)	ペレットラインコンベア(2) ^{*4}	1基	確認	○																						
		焼結ペレット貯蔵棚	1基	確認	○																						
		ボート(焼結)用台車(3) ^{*4}	1台	確認	○																						
		ボート(焼結)用台車(4) ^{*4}	1台	確認	○																						
		金属容器(ペレット)用台車(2) ^{*4}	1台	確認	○																						
		仕上りペレット一時貯蔵棚(1) ^{*4}	1基	改造	○																						
		仕上りペレット一時貯蔵棚(2) ^{*4}	1基	改造	○																						
		ペレットトレイ用台車(2) ^{*4}	1台	確認	○																						
		仕上りペレット貯蔵棚 ^{*4}	32基	改造	○																						
		仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) ^{*4}	1台	確認	○																						
燃料棒貯蔵設備 (加工棟成型工場)	燃料棒貯蔵棚 ^{*4}	1基	確認	○																							
	ロッドチャンネル用台車(4) ^{*4}	1台	確認	○																							
建物	付属建物第2核燃料倉庫 ^{*6}	1式	改造	○				○		○	○													○			

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「増設」は構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすこと、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*6」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: 新規に鉄扉を製作し保管室前室に設置する。なお、既存のシャッタは残置する。

「*3」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については2次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。

「*4」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については2次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の複数ユニットの臨界安全に係る事項について申請する。

「*5」: 当該建物の鉄扉の一部について申請する。

「*6」: 当該建物の位置、構造、強度に係る事項については 4 次申請で申請しており、本申請においては、当該建物の機能、性能に係る事項の一部について申請する。

6. 放射性廃棄物の廃棄施設

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}			第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}			核燃料物質の臨界防止	安全機能有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造物	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫、屋外)	給気ファン(1) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	改造、確認	○	○		○		○	○	○		○				○						○			
	給気ファン(2) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	改造、確認	○	○		○		○	○	○		○				○						○			
	給気ファン(3) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○				○						○			
	排気ファン(1) 給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置 負圧警報装置	1式	改造、確認	○	○		○		○	○	○		○				○		○				○	○		
	排気ファン(2) 給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置 負圧警報装置	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○				○		○				○	○		
	排気ファン(3) 負圧警報装置 負圧警報装置	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○				○		○				○	○		
	高性能エアフィルタ(1)	1式	改造	○	○				○	○	○		○						○							
	高性能エアフィルタ(2)	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○						○				○			
	高性能エアフィルタ(3)	1式	改造	○	○				○	○	○		○						○							
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	新設、確認	○	○		○		○	○	○		○						○				○			
	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	改造、新設	○	○		○		○	○	○		○						○				○			
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○										○			
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○										○			
	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○						○				○			
	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○						○				○			
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○						○				○			
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1式	改造	○	○		○		○	○	○		○						○				○			
	スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)	4基	改造	○	○		○		○	○	○		○					○								
	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)	1基	改造	○	○		○		○	○	○		○					○								
	アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	1基	改造	○	○		○		○	○	○		○					○								
排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)	1基	改造	○	○		○		○	○	○		○					○									

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}																					
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)	1基	改造		○	○		○		○	○	○					○								
	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	1基	改造		○	○		○		○	○	○					○								
	排ガス分解装置 安全燃焼インターロック	2基	改造		○	○		○		○	○							○							
	スクラバ(分析系統)	1基	改造		○	○		○		○	○	○						○							
	スクラバ(蒸発・加水分解系統) ⁴⁾	2基	改造							○								○		○					
	切替ダンパ ⁴⁾	1式	新設、改造 ³⁾							○								○		○					
	地震運動閉止ダンパ ⁴⁾ 地震インターロック	2式	新設							○								○							
気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場、放射線管理棟、屋外)	給気ファン(1) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	改造		○	○		○		○	○	○					○						○		
	給気ファン(2) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	改造		○	○		○		○	○	○					○						○		
	給気ファン(3) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	確認		○	○		○		○	○	○					○						○		
	排気ファン(1) 給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置	1式	改造		○	○		○		○	○	○					○		○				○		
	排気ファン(2) 給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置	1式	改造、確認		○	○		○		○	○	○					○		○				○		
	排気ファン(3) 給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置	1式	改造、確認		○	○		○		○	○	○					○		○				○	○	
	高性能エアフィルタ(1)	1式	改造		○	○		○		○	○									○			○		
	高性能エアフィルタ(2)	1式	改造		○	○				○	○	○								○					
	高性能エアフィルタ(3)	1式	改造		○	○				○	○	○								○			○		
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	新設		○	○		○		○	○									○			○		
	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	改造		○	○		○		○	○									○			○		
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○		○		○	○												○		
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○		○		○	○												○		
	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造		○	○					○									○			○		

建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}																				
				第4条 核燃料 物質の 臨界防 止	第5条 安全機 能を有 する施 設の地 盤	第6条 地震に よる損 傷の防 止	第7条 津波に よる損 傷の防 止	第8条 外部か らの衝 撃によ る損傷 の防止	第9条 加工施 設への 人の不 法な侵 入等の 防止	第10条 閉じ込 めの機 能	第11条 火災等 による 損傷の 防止	第12条 加工施設 内におけ る溢水に よる損傷 の防止	第13条 安全避 難通路 等	第14条 安全機 能を有 する施 設	第15条 材料及 び構造	第16条 搬送設 備	第17条 核燃料 物質の 貯蔵施 設	第18条 警報設 備等	第19条 放射線 管理施 設	第20条 廃棄施 設	第21条 核燃料 物質等 による 汚染の 防止	第22条 遮蔽	第23条 換気設 備	第24条 非常用 電源設 備
	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造		○	○		○			○							○			○			
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1式	改造		○	○		○		○	○							○			○			
気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	給気ファン(1) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	確認		○	○		○		○	○					○					○			
	給気ファン(2) 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	確認		○	○		○		○	○					○					○			
	排気ファン 給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置	1式	改造		○	○		○		○	○					○		○			○	○		
	高性能エアフィルタ	1式	改造		○	○				○	○							○			○			
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	確認		○	○				○	○							○			○			
	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1式	改造		○	○				○	○							○			○			
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○		○		○	○										○			
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○				○	○										○			
	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造		○	○				○	○							○			○			
	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造		○	○				○	○							○			○			
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1式	改造		○	○				○	○							○			○			
	気体廃棄設備(5) (付属建物第1廃棄物処理所、屋外)	給気ファン 給排気ファンの起動停止インターロック	1式	確認		○	○		○		○	○					○					○		
排気ファン 給排気ファンの起動停止インターロック 負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄機共用)		1式	改造		○	○		○		○	○					○		○			○	○		
高性能エアフィルタ		1式	改造		○	○		○		○	○							○						
給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)		1式	新設		○	○		○		○	○							○			○			
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)		1式	改造		○	○		○		○	○							○			○			
給気ダクト・ダンパ		1式	改造		○	○		○		○	○										○			
給気ダクト・ダンパ		1式	改造		○	○		○		○	○										○			
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)		1式	改造		○	○		○		○	○							○			○			

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条		
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備		
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造		○	○		○			○									○			○				
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1式	改造		○	○		○		○	○				○					○			○				
	スクラバ(局所排気系統)	1基	改造		○	○		○		○	○	○			○												
気体廃棄設備(6) (付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟、屋外)	空調機給気ファン	1式	確認		○	○		○		○	○	○						○					○				
	給排気ファンの起動停止インターロック																										
	排気ファン				○	○		○		○	○	○			○				○		○		○	○			
	給排気ファンの起動停止インターロック	1式	確認																								
	負圧警報装置(第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)																										
	高性能エアフィルタ	1式	改造、確認		○	○		○		○	○				○					○							
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	1式	新設		○	○				○	○				○						○						
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2 廃棄物処理所)	1式	新設		○	○				○	○				○						○						
	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	1式	新設		○	○				○	○				○						○						
	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2 廃棄物処理所)	1式	新設		○	○				○	○				○						○						
	給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○				○	○				○									○			
給気ダクト・ダンパ	1式	改造		○	○				○	○				○									○				
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造		○	○			○						○						○			○				
排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1式	改造		○	○			○						○						○			○				
排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1式	改造		○	○			○		○	○			○						○			○				
廃液処理設備(1) (工場棟転換工場)	転換第1 廃液貯槽				○	○		○		○	○	○		○					○		○						
	液位高警報設備	1基	改造																								
	洗浄液受槽				○	○		○		○	○	○		○						○		○					
	液位高警報設備	1基	改造																								
	洗浄液バグフィルタ	2基	確認		○	○		○		○	○				○					○		○					
	ろ液受槽				○	○		○		○	○	○			○					○		○					
ろ液バグフィルタ	2基	確認		○	○		○		○	○				○					○		○						
地下集水槽	2基	改造		○	○		○		○	○	○			○					○		○						

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	液位高警報設備																									
	堰漏水検知警報設備																									
	地下集水槽地下ピット	1基	確認		○	○				○	○				○							○				
	転換第2 廃液貯槽	1基	改造		○	○		○		○	○	○						○			○					
	液位高警報設備																									
	混合槽	1基	改造 ^{*1}		○	○		○		○	○	○							○		○					
	液位高警報設備																									
集水槽(チェック)	3基	改造 ^{*1}		○	○		○		○	○	○							○		○						
液位高警報設備																										
廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	1基	改造		○	○		○		○	○	○							○		○						
液位高警報設備																										
イオン交換塔	1式	撤去																								
(加工棟成型工場)	廃液処理設備(4)	2基	改造		○	○		○		○	○	○						○		○						
	貯留タンク																									
	液位高警報設備																									
	貯留タンク(チェック)	3基	改造		○	○		○		○	○	○							○		○					
	液位高警報設備																									
	ろ過機	1基	改造		○	○		○		○	○	○							○		○					
ろ液受槽	1基	改造		○	○		○		○	○	○							○		○						
液位高警報設備																										
堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	1式	改造		○	○		○		○	○	○							○		○						
集水ピット	1基	改造		○	○		○		○	○	○							○		○						
液位高警報設備(集水ピット)																										
廃液処理設備(5)	1基	新設 ^{*5}								○																
(工場棟転換工場)	乾燥機																									
焼却設備(付属建物第1 廃棄物処理所)	集塵機	1基	改造		○	○		○		○	○	○														
	クレーン	3基	改造		○	○		○		○	○	○			○											
保管廃棄設備(付属建物第3 廃棄物倉庫)	廃棄物貯蔵設備(5)	1式	改造		○	○		○		○	○									○						
	クレーン	1基	確認		○	○		○		○	○				○		○									
建物	付属建物除染室・分析室 ^{*6*7}	1式	改造 ^{*2}	○	○		○	○	○	○				○								○	○			

技術基準規則の規定 ^{注2) 注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
				付属建物第1 廃棄物処理所	1式	改造		○	○		○	○	○	○	○		○								○
付属建物第2 廃棄物処理所	1式	改造		○	○		○	○	○	○	○		○					○			○	○	○		
付属建物第3 廃棄物倉庫	1式	改造		○	○		○	○	○	○	○		○								○				
付属建物第1 廃棄物処理所前室	1式	新設		○	○		○	○	○	○	○											○			
放射線管理棟 ⁷⁾	1式	改造					○			○				○									○		
付属建物放射線管理棟前室 ⁷⁾	1式	新設					○																		
付属建物廃棄物管理棟 ⁸⁾	1式	新設					○																		

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去することを示す。

なお、「*1」～「*8」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

「*2」: 新規に鉄扉を製作し通路(1)に設置する。なお、既存のシャッタは残置する。

「*3」: 既存設備を撤去し、新規に製作し設置する。基数を変更する(2基→4基)。

「*4」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については5次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。

「*5」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については4次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の機能、性能に係る事項について申請する。

「*6」: 当該建物の鉄扉の一部について申請する。

「*7」: 当該建物の位置、構造、強度に係る事項については4次申請で申請しており、本申請においては、当該建物の機能、性能に係る事項の一部について申請する。

「*8」: 当該建物の位置、構造、強度に係る事項については1次申請で申請しており、本申請においては、当該建物の機能、性能に係る事項の一部について申請する。

7. その他の加工施設

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
構築物	付属施設 独立遮蔽壁(1)	1式	新設		○	○		○			○			○								○			
	付属施設 独立遮蔽壁(4)	1式	新設		○	○		○			○			○								○			
	付属施設 独立遮蔽壁(3)	1式	新設		○	○		○			○			○								○			
	付属施設 独立遮蔽壁(2)	1式	新設		○	○		○			○			○								○			
	付属施設 防護フェンス	1式	新設		○	○		○			○			○											
付属建物第1 廃棄物処理所に設置する付属の設備・機器	非常用通報設備 放送設備	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	1式	増設											○										○	○
	消火設備 屋外消火栓	1式	確認		○	○		○			○			○											
	消火設備 消火器	1式	確認								○			○											
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	確認		○	○					○			○				○						○	
	自動火災報知設備 警報設備	1式	確認		○	○					○			○				○						○	
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	確認		○	○							○	○										○	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	確認		○	○								○	○									○	
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設											○	○										○
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設		○	○		○			○			○											
付属建物第2 廃棄物処理所に設置する付属の設備・機器	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 放送設備	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	1式	増設											○										○	○
	消火設備 屋外消火栓	1式	確認		○	○		○			○			○											
	消火設備 消火器	1式	確認								○			○											
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	改造		○	○					○			○				○						○	
	自動火災報知設備 警報設備	1式	確認		○	○					○			○				○						○	
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	確認		○	○								○	○									○	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	確認		○	○								○	○									○	
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設											○	○										
付属建物シリンダ洗浄棟に設置する付属の設備・機器	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 放送設備	1式	確認		○	○								○										○	○
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	1式	増設											○										○	○
	消火設備 屋外消火栓	1式	確認		○	○		○			○			○											

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}																						
				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
	消火設備 消火器	1式	確認								○			○												
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	確認		○	○					○			○				○						○		
	自動火災報知設備 警報設備	1式	確認		○	○					○			○				○						○		
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	確認		○	○								○	○									○	○	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	確認		○	○								○	○									○		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設											○	○											
緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設		○	○				○	○	○		○													
付属建物第3 廃棄物倉庫 に設置する付 属の設備・機 器	非常用通報設備 放送設備	1式	確認		○	○							○											○	○	
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	1式	改造										○											○	○	
	消火設備 屋外消火栓	1式	確認		○	○			○			○		○												
	消火設備 消火器	1式	確認								○			○												
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○		
	自動火災報知設備 警報設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○		
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	確認		○	○								○	○									○		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設											○	○											
付属建物第1 廃棄物処理 所前室に設 置する付属の 設備・機器	非常用通報設備 放送設備	1式	増設		○	○							○											○	○	
	消火設備 屋外消火栓	1式	確認		○	○			○			○		○												
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	増設		○	○					○			○												
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	増設		○	○								○	○									○		
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	増設		○	○								○	○									○		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設											○	○											
付属建物原 料貯蔵所に 設置する付属 の設備・機器	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	確認		○	○							○											○	○	
	非常用通報設備 放送設備	1式	確認		○	○							○											○	○	
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)	1式	増設										○											○	○	
	消火設備 屋外消火栓	1式	改造		○	○			○			○		○												
	消火設備 消火器	1式	確認								○			○												
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○		
	自動火災報知設備 警報設備	1式	確認		○	○					○			○					○					○		
	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	確認		○	○								○	○									○		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設											○	○											
構築物	付属設備 水素供給設備障壁	1式	新設		○	○		○			○		○													
付属設備秤 量設備	保安秤量器(転換工場 1)~(転換工場 10)	10台	改造	○				○			○	○		○												
	保安秤量器(成型工場 1)~(成型工場 10)	10台	改造	○							○	○		○												

技術基準規則の規定 ^{注2)注3)}				第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
建物・構築物及び設備・機器 ^{注4)}				核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備
(工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、付属建物)	保安秤量器(ウラン管理 1)	1台	改造	○				○		○	○			○											
	保安秤量器(ウラン管理 2)	1台	改造	○						○	○			○											
	保安秤量器(ウラン管理 3)	1台	改造	○				○			○	○		○											
	保安秤量器(ウラン管理 4)	1台	改造	○							○	○		○											
除染室・分析室)	保安秤量器(加工棟 1～加工棟 9) ^{*)3}	9台	確認	○																					
屋外)	灯油貯蔵設備	1式	撤去																						
分析設備	同位体分析設備 ^{*)1}	1式	確認	○																					
(工場棟転換工場、付属建物)	不純物分析設備 ^{*)1}	1式	確認、改造、新設	○																					
除染室・分析室)	物性測定設備 ^{*)1}	1式	確認、改造	○																					
	試料回収ボックス ^{*)1}	1基	改造	○						○															
工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、付属建物)	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット ^{*)4}	1式	新設			○								○											
除染室・分析室、付属建物第2核燃料倉庫に設置する付属の設備・機器)																									
建物)	付属建物発電機室 ^{*)4}	1式	新設					○																	

注1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項(加工事業変更許可申請書で規定した内容及び技術基準規則の要求事項が新規基準施行前と変更がなく、設計変更がなく、かつ、工事を行わないことを確認できた項目については、審査対象外とした。)

注2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第26条～第39条)」の規定は適用されない。

注3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注4: 「新設」は建物・構築物又は設備・機器を新たに設置すること、「増設」は構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすこと、「改造」は既存の建物・構築物又は設備・機器の更新、仕様又は構造を変更すること、「確認」は工事を実施しないもの、「撤去」は建物・構築物又は設備・機器を撤去する

ことを示す。

なお、「*1」～「*4」は、以下のことをそれぞれ示す。

「*1」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については 5 次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の機能、性能、複数ユニットの臨
界安全に係る事項について申請する。

「*2」: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

「*3」: 当該設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については 2 次申請で申請しており、本申請においては、当該設備・機器の複数ユニットの臨
界安全に係る事項について申請する。

「*4」: 当該建物又は設備・機器の位置、構造、強度に係る事項については 5 次申請で申請しており、本申請においては、当該建物又は設備・機器の機能、性能
に係る事項の一部について申請する。